

国立国会図書館月報

稀本あれこれ-434-

Green, Samuel Swett. *Public Libraries of Worcester*

- 国際シンポジウム「国際アンデルセン賞の軌跡」報告 • 1
 第33回日本法令沿革索引審議会の開催 • 11
 韓国国会図書館との業務交流（第1回）
 -国会サービスのあり方をめぐって- • 12
 館内スコープ • 18
 常設展示のお知らせ • 18
 「第11回総合目録ネットワーク参加館フォーラム」報告 • 19
 (海外出張報告)
 北欧諸国におけるネットワーク系電子出版物納入に関する制度
 =相原 雅樹 • 20
- <お知らせ>
 憲政資料室からのお知らせ • 25
 電子展示会「日本国憲法の誕生」の全面公開 • 26
 人文総合情報室コレクションコーナー(仮称)開設のお知らせ • 27
- NDL-OPAC 提供データの追加およびサービスの
 停止について • 27
 東京本館、関西館の臨時休館等について • 27
 国立国会図書館の平成16年度予算について • 28
 本屋にない本 • 30
 NDL news • 31
 国立国会図書館の編集・刊行物 • 31
 月例報告 • 32
 遠客近客 • 39
 国際子ども図書館のページ • 41
 What's 書誌調整? 第7回 新たな標的「非図書資料」 • 42

4

2004

No. 517

国立国会図書館利用案内

来館利用案内（自動応答） 電話03（3506）3300（音声サービス）
電話03（3506）3301（FAX サービス）

ホームページ <http://www.ndl.go.jp/>

利用できる人 満18歳以上の方

資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。

東京本館 〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1
電話 03（3581）2331

サービス時間

閲覧：9：30～17：00 即日渡し複写受付：10：00～16：00
資料請求受付：9：30～16：00 後日渡し複写受付：10：00～16：30

休館日 日曜日、第1・第3以外の土曜日、国民の祝日・休日、年末年始、第1・第3開館土曜日の直後の月曜日（休日にあたるときはその翌日）、資料整理休館日（1・4・7・10月の第3土曜日の直前の水曜日）

音楽・映像資料室は、休館日以外に第1土曜日が休室となります。このほか登録制の一般研究室があり、19：00まで利用できます（土曜日は17：00まで）。視覚に障害がある方のご利用については、利用者サービス企画課にお問い合わせください。

2004年	5月							6月							
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
●：休館日							1				1	2	3	4	5
□：臨時休館日	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	
	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	
	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	
	23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30				
	30	31													

関西館 〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台8-1-3
電話 0774（98）1200（音声サービス）

サービス時間

閲覧：10：00～18：00 即日渡し複写受付：10：00～17：00
資料請求受付：10：00～17：15 後日渡し複写受付：10：00～17：45
セルフ複写受付：10：00～17：30

休館日 日曜日、国民の祝日・休日、年末年始、資料整理休館日（第3水曜日）、特別整理期間

2004年	5月							6月							
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
●：休館日							1				1	2	3	4	5
□：資料整理休館日	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	
□：臨時休館日	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	
	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	
	23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30				
	30	31													

平成16年度は、10月から運用を開始する東京本館の新システムの稼働準備等のため、臨時休館等を予定しています。詳しくは27頁のお知らせをご覧ください。

稀本あり之札

(434)



Green, Samuel Swett.
Public Libraries of Worcester.
[Philadelphia, 1889] 21p.

Green, Samuel Swett. *Public Libraries of Worcester.*
[Philadelphia, 1889] 21p.

この小冊子は、そのタイトルどおりマサチューセッツ州のウースターにおける各種図書館、図書館協会の沿革と現状について記している。ここで取り上げる理由は、表紙上部にある著者のサインと寄贈日（明治22年5月28日）による。

著者は、ウースター公共図書館（Worcester Free Public Library）のグリーン（Green, Samuel Swett 1837-1918）である。彼は同館で1871年から1909年まで司書を務めていた。彼は、1876年の米国図書館大会において「図書館員と利用者の個人的関係」（'Personal relations between librarians and readers' *American Library Journal* vol.1 に収録）を發表し、図書館業務における人的援助の必要性を主張し、図書館の利用者で必要とする資料を見出せない人々に対しての援助を組織的に行うことにより、社会的に図書館の有用性を認識させ、より多くの財政支援を得られるようになるであろうと、参考（レファレンス）業務の必要性を最初期に説いたアメリカ図書館史上有名な人物である。

この小冊子の寄贈については、当時、東京図書館（帝国図書館の前身）勤務であった田中稲城（1856-1925 帰国後東京図書館長、帝国図書館長）の欧米出張が関与していると考えられる。田中は「図書館ニ関スル學術修行」として海外留学を命じられ、明治21（1888）年から足かけ3年間、ハーバード大学図書館をはじめアメリカの議会図書館、ボストンやエジンバラ等の欧米各国の図書館を訪問している。その一環として明治21年11月23日にウースター公共図書館を訪問し、グリーンに面会している。田中は、同館の盛況さと同館の活動が学校と連携していること等を、「田中稲城氏の報告」『出版月評』第17号（明治22年2月）に記している。また後年、グリーンは田中について「彼の理解力と勤勉さに打たれた」と好意的に回想している（*The public library movement in the United States, 1853-1893 : from 1876, reminiscences of the writer.* Boston, Boston Book Co., 1913 〈当館請求記号 027.473-G798p〉）。この訪問がきっかけとなり、今回紹介する小冊子がサイン入りで東京図書館へ寄贈されたのであろう。また、この小冊子以外にも、田中稲城の欧米留学の時期以降、ウースター公共図書館年報をはじめ欧米各国の図書館から年報や目録等図書館に関する資料が東京図書館へ寄贈されている。これらは田中の留学の成果であり、東京図書館、帝国図書館の図書館学関係洋書の中核になった。その中でも、この小冊子は初期の日本の図書館界と米国図書館界のかかわりを示す好資料である。

大きさ 縦28.6×横20.0cm。

〈当館請求記号 93-588〉

すずき ひろむね
(鈴木 宏宗)

国際シンポジウム 「国際アンデルセン賞の軌跡」報告

◇はじめに◇

平成一五年年二月一日、東京国立博物館平成館大講堂において国立国会図書館国際子ども図書館と日本国際児童図書評議会（JBBY）の共催で国際シンポジウム「国際アンデルセン賞の軌跡」を開催した。この国際シンポジウムは、国際子ども図書館で平成一五年十一月一五日から平成一六年一月



一日まで開催した展示会「国際アンデルセン賞受賞作家・画家展」に関連したものである。朝から雨が降り続く悪天候にもかかわらず、約二二〇名の参加を得た。

当日は、皇后陛下のご臨席の下、第一部は、リーナ・マイセン氏（国際児童図書評議会前事務局長）、ジェイ・ヒール氏（二〇〇二年国際アンデルセン賞審査委員長）、エイダン・チェンバース氏（二〇〇二年国際アンデルセン賞作家賞受賞者）の三名による講演、第二部では、島多代氏（国際児童図書評議会前会長）をモデレーター、第一部の講師三名をパネリストとするパネルディスカッションが行われた。なお、第一部の開始に先立ち、主催者を代表して黒澤国立国会図書館長および亀田邦子JBBY会長が開会のあいさつを行い、総合同会は富田国際子ども図書館長が務めた。また、皇后陛下は、シンポジウム終了後、国際子ども図書館での展示をご覧になった。

◇国際アンデルセン賞とは◇

国際アンデルセン賞 (Hans Christian Andersen Awards)

は、一九五三年、国際児童図書評議会（International Board on Books for Young People 以下、IBBY）により創設され、長期間にわたり子どもの本に貢献してきた現存する作家および画家の全業績に対し、二年に一度与えられる賞である。その選考水準の高さから、「小さなノーベル賞」ともいわれ、IBBY大会において受賞者に金メダル（上図）と賞状が贈られる。またこの賞は、デンマークの女王マルグレーテ二世の後援を受けている。日本では、画家賞を一九八〇年に赤羽末吉氏、一九八四年に安野光雅氏が受賞し、作家賞を一九九四年にまだ・みちお氏が受賞している。



◇第一部 講演会◇（講演要旨）

マイセン氏は、国際アンデルセン賞のこれまでの受賞者を紹介された。ヒール氏は、同賞の選考システムと審査基準に関する具体的な説明により、審査委員および審査委員長の大変な労力と重責について話された。チェンバース氏は、本を書くきっかけおよびその過程について話された。現在執筆中の作品についても紹介があった。

「国際アンデルセン賞受賞者たち」



リーナ・マイセン 〱 Leena Maitanen 〱 (IBBY 前事務局 長)

フィンランド生まれ。ヘルシンキ大学とカリフォルニア大学で英仏語学、比較文学を学ぶ。三〇年余にわたりIBBY事務局長を務めた。

なぜ今、国際アンデルセン賞なのか。一九五三年創設された国際アンデルセン賞は、最初は作家賞のみであったが、一九六六年から作家賞と画家賞が並行して授与されることになった。

私は一九七二年から二〇〇二年まで三〇年間にわたり、国際アンデルセン賞の全審査委員会に出席してきた。過去五〇年間の受賞者の面々を思い起こしてみると、審査員はあらゆるジャンルの潮流を代表する作家を選出している。

特に印象に残った受賞者を紹介する（以下、〱内は受賞年、『』内は代表作）。作家賞では、日本で絶大な人気を誇るトーベ・ヤンソン（一九六六年、『ムーミンシリーズ』）やパトリシア・ライトソン（一九八六年、『水の覇者』）は、自身の空想の世界を作り上げた。ヤンソンの著書に描かれ

ている自然の力は北欧のものであり、ライトソンの著書はオーストラリアの先住民アボリジニの神話に基づいている。

ヴァージニア・ハミルトン（一九九二年、『私たちの物語』の著書はアフリカ系アメリカ人の起源を紹介している）、リギア・ボシュンガ（ヌーネス）（一九八二年、『教母の家』やアナ・マリア・マシャード（二〇〇〇年、『くろってかわいい』の著書はラテン・アメリカの文学的、政治的起源に由来するシンボルや隠喩を起用し、魅惑的なりアリズムを特徴としているマリア・グリーペ（一九七四年、『エルヴィス・カールソン』の作品の多くは現実と幻想が入り混じった手法が用いられている）。

アストリッド・リンダグレン（一九五八年、『長くつ下のピッピ』は、スウェーデン国民のグランドマザー的存在であり、強く愛され尊敬されている人物だ。彼女の存在に変わりゆく価値観論争において、公的、政治的役割を果たした作家は数名いる。たとえば、エーリヒ・ケストナー（一九六〇年、『エーミールと探偵たち』、ジャンニ・ロダリー（一九七〇年、『チポリノの冒険』、クリステイーネ・ネストリンガー（一九八四年、『きゅうりの王さまやつける』）、ボフミル・ジーハ（一九八〇年、『アダムとオトカ』などである）。

画家賞の作品を見ると、受賞者は、あらゆるタイプの画を描いている。イブ・スバング・オルセン（一九七二年）やスヴェン・オットー（一九七八年）は、自身の絵本を制

作する傍ら、アンデルセン童話のイラストを描いている。

現代絵本画家の中で卓越し、影響力を持っているモーリス・センダック（一九七〇年）もまた、絵本の制作の傍ら『グリム童話』の挿絵も描いている。トミー・ウンゲラー（一九九八年）も『アルプスのハイジ』やおとぎ話の挿絵を描いている。ロバート・イングペン（一九八六年）やイェルク・ミュラー（一九九四年）、クエンティン・ブレイク（二〇〇二年）は作家との共同の仕事においても、また単独でも甲乙つけがたい独創性を持った多才な画家である。安野光雅（一九八四年）やクヴィエタ・パツォウスカー（一九九二年）は自身の非常に独創的なビジュアル世界を確立した。それをパツォウスカーは「絵と言葉による建築」と表現している。アンソニー・ブラウン（二〇〇〇年）は元来絵本作家であったが、並行して『ヘンゼルとグレーテル』や『不思議の国のアリス』の再解釈を行った。一方、リスベート・ツヴェルガー（一九九〇年）は古典的作品の挿絵を多く手がけたが、彼女自身の本を著したことはない。伝統的な民話や昔話の挿絵やそれをモチーフにした作品で知られているのは、人形映画で有名になったイジー・トゥルンカ（一九六八年）、ロシア人のタチヤナ・マーヴリナ（一九七六年）、イラン人のファルシード・メスガウリ（一九七四年）、日本の赤羽末吉（一九八〇年）、ポーランドのズビグニェフ・リフリツキ（一九八二年）などである。ほかに、クラウス・エンジカート（一九九六年）、ドゥ

シャン・カーライ（一九八八年）も印象に残っている。

受賞作品をみても質の高さがわかるが、選定のためにも質の高い児童書のリストが作成されている。そのリストの翻訳版が多数出版されて、世界中の子どもたちがその本を読むことができるようになったことはIBBYの大きな業績である。

昨年のIBBY五〇周年バーゼル大会でIBBY朝日国際児童図書普及賞を受賞したアルゼンチン「読む権利のために」プロジェクト、セシリア・ベットーリの言葉を引用して私の講演を締め括りたい。

「わたしたちは食べなければ考えることはできません。しかしながら、考えなければ将来がないことも知っています。誘惑に負けそうになることもあります。パンと本、両方が必要なのです。（略）」

「国際アンデルセン賞の審査について」



ジェイ・ホール（Jay Heale）
（二〇〇二年国際アンデルセン賞審査委員長）

英国生まれ。オックスフォード大学卒業後、教師となり、三〇歳で南アフリカに渡る。その後、子どもの本の作家として

活躍。二〇〇四年のIBBYケープタウン大会実行委員長。

八年間にわたり、国際アンデルセン賞の受賞作家や画家とともに仕事できたのは光栄であった。半分は審査委員として、残りの半分は審査委員長を務めた。国際アンデルセン賞の選考手順について簡単に説明する。

まず審査委員長による二部門の審査委員の選定を基準により行う。選定基準は、次の三点である。

- ・ 実際にどれだけ子どもと子どもの本に関わってきたか。
- ・ 多言語に精通しているか。

- ・ 地理的に均衡が取れた世界各国からの選定。

次に審査委員のIBBY理事による承認を待って、審査基準の確認をする。そして合意された審査基準に基づき候補者一人一人を審査する。九月頃に本の読み込みが始まる。翌年二月には、審査委員長が予備投票を呼びかけ、審査委員が各候補を八名まで絞り、集計結果を回覧する。続いて、審査委員全員による会合を開き、候補者を八名に絞るために無記名投票が行われる。それから協議が重ねられ、四名に絞られその後の手続きを経て受賞者が選出される。最後に票が割れた際にのみ審査委員長が決定票を投ずる。

国際アンデルセン賞は、「傑出した価値により、長らく子どもと青少年の本に貢献してきたと認められる、作家および画家の全業績に対して授与される」もので、キーポイントは次の三点である。

一、傑出した価値

文章や絵画の美的資質が審査上の原点であるが、審査委員には子どもの視点から物事を見る能力に長けていることが求められる。

二、永続的貢献

永続的価値のある本とは、普遍的なテーマと人間的価値を描いており、子どもの好奇心と文学上の想像力を伸ばすような作品である。それが子どもへの貢献である。

三、全業績について

審査委員は、選別された資料のみを読んで各候補者について知るので、各国支部が提出する資料は重要だ。審査委員は、外国語の翻訳版がいくつも発行されている候補者と経済上の理由などから多くの業績があるにも関わらず一言語または一か国でしか出版されていない候補者間の均衡を取らなくてはならない。ここで言語の問題に突き当たるが、我々ができる限り世界を網羅している。

交響楽団が素晴らしい演奏をすればソロ演奏者は賞賛され、指揮者はおじぎをし、作曲家が存命していれば評価を受けるだろう。しかし楽団の演奏者一人一人の名前は誰も知らない。私にとっての過去五〇年間以上にわたる国際アンデルセン賞の英雄は審査委員一人一人である。

アンデルセン賞との関わりの中で一つ残念に思うことがあるとすれば、それは審査委員が、半年間、報酬なしで働

き、多くの場合自費で審査委員会に出席しているにも関わらずほとんど賞賛と評価を受けていないということだ。しかし、その代わりに、児童文学の作家と画家が、今またここに、子どもの人生と想像力を高めるために世界で最高の賞を受賞した、という事実を知るといふ満足感を得るのである。その音楽の鳴り止むことを願う。

「私の執筆法」



エイダン・チェンバースへ Aidan Chambers > (二〇〇二年国際アンデルセン賞 作家賞受賞者) 英国生まれ。グラマー・スクールで英語と演劇を教えるかたわら英国国教会の修道士を七年間務める。児童劇の脚本や、短編集・評論も数多い。一九七八年の『ブレイクタイム』から一九九九年の『二つの旅の終わりに』に至る五冊のヤングアダルト小説で人気作家となる。

——人は、なぜこども、告白せずにはいられないのでしょうか。(略) どんなに秘密主義の人でも、日記に書くだけかもしれない人がいません。物語や小説、詩を読むととくに詩はそうですが、わたしはよくこ

思います。これらはみな、創作の技法を使ってわれわれ読者になにかを打ち明けている、作者自身の告白にすぎないのではないかと。事実、わたしが生涯変わらぬ情熱をもち続けてきた読書という、心の支えとなり、つねに唯一最大の楽しみであった営みをふり返って見る時、それこそが、わたしにとって読書がこんなにも大きな意味をもっていた理由だと思ふのです。——（邦訳版四〇七頁）

これは私の *Postcards from No Man's Land* 『二つの旅の終わりに』（原田勝訳 二〇〇三年 徳間書店）からの抜粋である。これを語ったのはオランダの七〇歳代後半の死を前にした女性だ。そこで問題になるのは、イギリスの高齢男性である私が、どうやって、オランダの高齢女性になりかわって書けるのかということだ。

私は、書き始めの一〇年は読者がどういふ本を読みたがっているかを考え、自分でわかっていることを書いていたが、ものにならなかつた。その後、何も計画を練らずにある本を書き始めたことで、私は作家としての自分を発見した。この本のおかげで、私は本を書いているときは読者のことなど何も考えずに書いていることに気づいた。本の書き始めは、たとえて言うるとひとめぼれのようなものだ。

初めは性格も特徴も何もわからないのに、恋に落ちる。わからないことも魅力の一つだ。体は、熱くなり、髪の毛が逆立ち、汗をかき、体は震え、相手のこと以外は考えられなくなる。シェイクスピアが言っているように恋に落ち

ることは、ある種の狂気だ。本の書き始めは、まさにこの状態になる。執筆する本以外のことは、考えられない。それから、ひとめぼれの相手について知りたくなる。名前、話し方、いつ、どこで、知り合った舞台など。最後に伝える形式を決める。

これから、*This is All the Pillow Book of Cordelia Ken* という本を出す予定だ。コーディリア・ケンという少女が主人公だ。六九歳である男性の私が、どうやって、少女のことを書けるのか。私は四〇年以上ををかけて、十代の女の子がどのようなものであるか、実際のその年の女の子よりもわかるようになった。具体的にわかってくると、登場人物が自分の中でふくらみはじめ、自ら命を持ち始める。そこまで来て、やっと私は書き始める。ここに至るまで少なくとも三年が、そして、実際に執筆を始めるまでにさらに二、三年かかる。そして、第二段階が始まる。

私が本を書き終えるまでは長い時間がかかるが、書き終えた頃には、書き始めたときと同じ私ではない。私は文字どおり、違った人物だ。それでいて、私はあくまでも私である。

◇第二部 パネルディスカッション◇（発言の要約）

モデレーター 島多代へしま たよ▽（IBBY前会長）東京生まれ。聖心女子大学英文科卒業後、至光社編集



部勤務を経て、米国議会図書館
児童書センター・コンサルタント
(一九八一～八五年)、IBBY
会長(一九九八～二〇〇二年)
等。

島氏は、子どもが生きていく
上で、本というものが果たす精
神的、肉体的な大きな役割について考察するために、各パ
ネリストに対し、次の質問をした。

- 一、本が好きな子どもであったか。
- 二、自分の内面の成長に大きな影響を及ぼした本があっ
たか。
- 三、周囲に、読書に対して影響を与えた大人がいたかど
うか。もし、そういう人がいたら、その人について話していただけないか。

リーナ・マイセン氏

私は本に囲まれた環境の中で育った。母親は、作家、翻
訳家、批評家で、美術雑誌の編集もしていた。父親は、宗
教と哲学の教師で、後にIBBYフィンランド支部の設立
メンバーの一人であった。家にたくさん本があったので、
小さいとき図書館に行ったことは一度もなかった。本が好
きというよりも、本以外のことは考えたことがなかった。

子どもの頃、戦火を逃れて疎開したスウェーデンで、扁
桃腺の手術を受けた。担当した経験の少ない若い医師は、
扁桃腺だけではなく、ほかの部分も切り、声帯を傷つけら
れ、一時期しゃべれなくなってしまった。

こうした体験から、ある本が私にとって、とても大事に
なった。それは、ハンス・クリスチャン・アンデルセン童
話の『人魚姫』だった。人魚姫は自分の正体を明かすこ
とはできない。本当のことを伝えられないということで、私
は自分と人魚姫を重ねていた。

現在、私は祖母として、孫たちに本を読んでいる。その
ため「絵本の役割」について考えた。子どもに小さいとき
から本を与えることは、とても大切である。そして子ども
たちを本の中に引き込むには手助けが必要だ。しかし、手
助けをする側にとっても、これはありがたい機会である。
なぜなら、年をとっていくと同時に、自分の子ども時代にも
う一度もどれるからだ。

ジェイ・ヒール氏

私の育った家にもたくさん本があり、本が大好きな子
どもだった。子ども時代には、本は決して特別なものでは
なく、本とともに大きくなり、本とは友だちだった。

子ども時代に影響を受けた本や大人はいなかった。大人
になってから、国語(注…この場合は英語)の主任の先生
が、私に「国語の教師として一番大事なことは、子どもに

本を読ませるようにすることだ。それさえできれば、教師の役目は半分果たしたも同然だよ。」と言った。そこで、私はまず、子どもに薦めるにはどんな本がいいか探すことにした。学校の図書館にも通った。そして三五年後、IBBYと出会うことになった。

教師としての経験から話す。もし、親が子どもに本を読んでもほしいと願うのであれば、一番してはいけないことは、「これはとってもいい本だから読んでごらん」と言うことだ。最良の方法は、その本をテーブルの上において、その場から立ち去ることだ。そして、子どもの好奇心を信じてことだ。

エイダン・チェンバース氏

私は、九歳まで本が読めなかった。私の父親は炭鉱夫で、家には、本が五冊しかなかった。家を修理する本、健康の本、一度も使われなかった小辞典、一巻本の百科事典、それから挿絵のある『イソップ物語』。

母親が『イソップ物語』を読んでくれたが、今でも覚えているのは「うさぎとかめ」だ。私はのろかったので、かめと自分を重ねたからだと思う。同級生のうさぎたちはみんな、心臓発作で他界してしまったり、退職しているか、絶望の中にいる。その中で私はいまだにゆっくりと歩いている。

これが質問を聞いて、最初に思い出した本だ。

そして九歳のとき、本が読めるようになった瞬間を鮮やかに覚えていた。その頃、学校の先生が、毎週金曜日に本を一冊ずつ生徒に持ち帰らせ、週末に読み、月曜日には返すことになっていた。返す時に本を汚していたら、ひどい目にあうので、金曜の夕方に学校から帰ると、母親は、本が汚れないようにその本を取り上げてドレッシングの上に隠しておいた。そして、月曜の朝、私が家を出る直前に、母親は本を渡してくれた。

ある金曜の夜、母親は私の後ろでアイロンがけをしていた。父親は夕飯後にいつものように、うたた寝をしていた。その晩は何かの理由で、母親は借りてきた本をしまわずにいた。そして、私はその本の挿絵を眺めていた。突然、私の頭の中で話し声が聞こえた。声の一つは、お話を読んでいる声だった。互いにおしゃべりをしている声も聞こえてきた。私は変になってしまったかと大変なショックを受けた。ちょうどそのとき、父親が目覚まし、母親に言った。

「こんな時間までこの子は、何をしてるんだい。」

「何、馬鹿なことを言ってるのさ。あの子が今何をしているかわからないの。」

と母親は答えた。母親は、私がある時、本を読めるようになったことがわかったのだ。

最初、私は本が読めないため、出来の悪い子が行く学校へ通っていた。やがて、学校の先生方は、私は頭が悪くないという結論に達し、普通の学校へ行かせることにした。

そこにジム・オズボーン (Jim Osborn) 先生 (注… 作品『おれの墓で踊れ』の中の登場人物) がいた。先生は、私に計り知れない影響を与えた。先生は、人生の中で読むことと書くことが一番大切だと信じていて、生涯会った人の中で最も情熱的な人で、私の本当の意味での父親だ。

彼のおかげで、私は一五歳のとき、D・H・ロレンスの『息子と恋人』を読んだ。本の終わりが近づくと、私はほとんど読む速度を落としていき、終わりがなかなか来ないようにした。そして、涙を流しながら、最後のページを読み終えた。閉じたその瞬間に、私自身が作家であることを知った。なぜなら「私がこの本を書いたらよかったのに」と思い、その直後に、「なぜ、私が書いてはいけないのだろうか」と思ったからだ。そして私は、次の日から小説を書き始めた。

島氏は、パネリストの読書体験を聴き、子どもたちの育つ環境や考えは異なるが、周りの大人たちのあり方によって影響されることははっきりしていると話された。また、本を子どもたちに手渡していく役割をもって人々が集まってくる様子を「本の鎖」という言葉で表現された。「本の鎖」は文化、宗教、言語、環境、政治的なことすらも超えて、共通の内面的な基盤をみんなに与える。そういうことが本で世代を超えて人々を結びつける。どんな社会におい

ても、文学という領域は、人間が生きていく上で重要な役割を持っている。

続いて富田館長が「自分の声で語ることの大切さ」について質問した。

チェンバース氏は、人に話を口頭で伝えたり、耳で聞くことと、読み書きすることは、全く別なことであり、その明確な違いについて説明した。話をするときには、目の前にいる聴衆の反応に合わせて、変更することができる。そして、語り終えれば、その記録は残らない。しかし、書かれた物は、動かせない。そして何度も読み返すことができる。この本という伝達の方式ほど民主的なものはない。

ヒール氏は、アフリカでは、ストーリーテリング (口承伝承) は何百年という長い歴史があり、書き記すことが行われるようになるずっと前から、口承伝承が行われてきたと話された。そのような歴史のあるアフリカには、現在でも活字として印刷されたものを信用せず口承伝承を重要視している人たちがいるという。それは、口承伝承は随時修正ができるが、印刷されたものは変更ができないからである。

読み書きの話から発展して教育についての意見も出された。

チェンバース氏は、読むことは、難しいことであり、大

大変なことだと語った。読むという行為は毎日しなくてはならない行為で、自分で理解するのは難しいと思ったときには、助けが必要であり、それが教師の役割である。

その役目とは、生徒がまだ行ったことのない未知の世界へ導くことだ。それができる唯一の方法は、多くの種類の本を多数、教室の机に置いておくことで、事前に教師も本について把握しておく必要がある。そのためには、教師養成の課程にこの技術を入れなければならないと提案した。また教養のある国民を育てるためには、一般の人たちが、読みたいと思った本がすぐに手に入れられるように、どんな町にも、どんな学校にも中心には図書館があるという状況が必要だと訴えた。

ヒール氏は、家族で大切に口承伝承を守っていくための時間を、テレビやビデオが殺してしまっているという南アフリカの現況を話した。

島氏は、日本でも全く同じことが起こっており、テレビやビデオに加えてあらゆる種類のゲーム、映像の中で子どもたちの時間が殺されている。現時点では、そういうものを供給する社会に対して、何の歯止めもない。これは、社会の基本的なコンセンサスが利潤の追求にばかり力を入れているからではないだろうか。もしそうだとしたら、人が人である意味はどこにあるのか、という疑問の中に私はいる、と述べた。

◇おわりに◇

最後に富田国際子ども図書館長が、次のような言葉でシンポジウムを締め括った。



「今、子どもたちが置かれている状況は、彼らが抱えている問題も含めて実に多様である。世界情勢も日々、大変悲惨な状況が続いている。そのような中で、一人一人の子どもたちは、実に色々な人生の時期を経験していく。今日、ここに集まった私たちが、子どもと本との良い出会いを手助けするために、本当に幅広い国際的な連携によって活動を継続していきたいと考えている。そのための旗印こそ戦後の瓦礫の中の子どもたちの目に感動して、戦後の復興を子どもたちから始めようというイエラ・レップマンの情熱で始まった、この国際アンデルセン賞ではないだろうか。このことを、皆さまと確認して、今日のシンポジウムを終わりたいと思う。」

なお、国際子ども図書館のホームページ <http://www.kodomo.go.jp/> に、シンポジウム「国際アンデルセン賞の軌跡」の全文を掲載予定です。こちらもご参照ください。

(国際子ども図書館企画協力課)

第三三回 日本法令沿革索引審議会の開催



第三三回日本法令沿革索引審議会は、平成一六年三月三日午前十一時から、国立国会図書館（東京本館）において六名の委員の出席を得て開催された（寛委員は欠席）。当館からは、黒澤館長、大滝副館長、幹事として森山調査及び立法考査局長等五名と書記等七名が出席した。

はじめに黒澤館長、角田委員長からそれぞれあいさつがあり、引き続き議事に入った。まず、大竹幹事から、『日本法令索引（明治前期編）』の編さん作業の概要として、第三二回審議会以降に『法令全書』に採録されていない法令の改廃経過の調査と入力および分類の付与を終えたことを報告した。次に、案件の審議に移り、『日本法令索引（明治前期編）』の既存の分類の細分化の実施、収載法令の改廃経過編さん作業中に判明した問題点とその対処方針および法規範性を持たない公示等の取扱い方針が、それぞれ了承された。さらに『日本法令索引（明治前期編）』の刊行要領を一部変更し、詳細については次回審議会で報告することも了承された。最後に、現在開発中の「日本法令索引データベース（仮称）」を平成一六年度の早い時期からインターネットで公開する予定であることが報告された。

なお、委員からは、『日本法令索引（明治前期編）』の刊行に関連して、採録した法令本文の画像情報をインターネットにより提供することを考慮してほしい旨、強い要望が寄せられた。これについて、館長は、前向きにその実現に向け検討を行っていきたい旨を表明した。審議会は、審議終了後懇談に移り、午後一時過ぎに散会した。（調査及び立法考査局）

委員長

角田禮次郎

（元最高裁判所判事）

委員

浅古 弘

（早稲田大学法学部教授）

浅野 一郎

（元参議院法制局長）

寛 榮一

（元検事総長）

小玉 正任

（元国立公文書館長）

利谷 信義

（東京経済大学教授）

和田 文雄

（元衆議院法制局長）

（平成一六年三月三日現在）

韓国国会図書館との業務交流（第一回）

——国会サービスのあり方をめぐって——

はじめに

平成一五年一月一日から二月七日まで当館において韓国国会図書館と第一回の日韓業務交流を行った（業務交流の日程は、次頁表のとおり）。韓国国会図書館訪日団は、立法電子情報室立法調査一課の金裕香（キム・ユヒャン）立法情報研究官と立法電子情報室立法調査二課の鄭桓圭（チョン・ファンキュ）立法情報研究官の二人である。

韓国国会図書館は、韓国国立中央図書館とともに韓国を代表する図書館である。国会のための図書館であるとともに一般国民へのサービスも行っており、納本図書館でもある。今回訪日した二人の所属する立法電子情報室は、当館の調査及び立法考査局（以下、調査局）に相当する部局で、立法調査などの国会サービス業務を担当するが、そのほかに電子図書館事業も所管している。

当館と韓国国会図書館との交流は平成一二年に始まる。同年三月に来日した韓国国会図書館の担当者との協議により、双方の職員一名を一か月間派遣する研修交流とすると、一往復二年間の相互派遣の後、改めて交流のあり方について協議することで合意し、九月に第一回研修交流とし

て、当館調査局の調査員一名を韓国国会図書館に派遣、翌平成一三年一月には第二回研修交流として、韓国国会図書館立法情報支援課の職員を当館に招へいした（本誌四七七号（二〇〇〇年一月）一八～二二頁、五〇一号（二〇〇二年一月三四～三五頁参照）。その後両館の間での協議の結果、平成一五年八月に今後四年間に相互に二名の職員を派遣し、お互いの主要課題について報告、討議する方式での業務交流を実施することで合意した。

今回はこの方式による最初の交流であり、まず両館の国会サービスの実情についての認識を深めることを主眼とした。業務交流のセッションは二回に分けて行われ、二三月三日のセッションI「国会サービスのあり方―調査サービスについて」では、韓国側は「立法情報サービスの機能変化と発展方向」（鄭桓圭立法電子情報室立法調査二課立法情報研究官）というテーマで韓国国会図書館の立法情報サービス全般の沿革、現状、課題について報告し、日本側は「国会サービスのあり方―調査サービスについて」（大曲薫調査局国会レファレンス課課長補佐）というテーマで、当館の立法調査サービスの現状と課題について報告した。

表 業務交流日程

12月1日	訪日団東京着
12月2日	館長表敬、館内見学、調査及び立法考査局の業務説明・見学 国際子ども図書館見学
12月3日	国会、国会分館見学 業務交流 セッションⅠ「国会サービスのあり方—調査サービスについて」 ①「立法情報サービスの機能変化と発展方向」 鄭桓圭（立法電子情報室立法調査二課立法情報研究官） ②「国会サービスのあり方—調査サービスについて」 大曲薫（調査及び立法考査局国会レファレンス課課長補佐）
12月4日	業務交流 セッションⅡ「国会サービスのあり方—電子情報提供サービスについて」 ①「電子国会実現のための立法情報サービスの発展方向」 金裕香（立法電子情報室立法調査一課立法情報研究官） ②「国会サービスのあり方—主に情報提供サービスについて」 桐原猛（調査及び立法考査局電子情報サービス課課長補佐） 今後の交流に関する協議・懇談
12月5日	調査及び立法考査局職員との懇談、東京都議会見学
12月7日	成田空港から帰国

一二月四日のセッションⅡ「国会サービスのあり方—電子情報提供サービスについて」では韓国側「電子国会実現のための立法情報サービスの発展方向」（金裕香立法電子情報室立法調査一課立法情報研究官）と日本側「国会サービスのあり方—主に情報提供サービスについて」（桐原猛調査局電子情報サービス課課長補佐）の両報告があり、それぞれの国会向けの電子情報サービスの内容について紹介し、日本側から「調査の窓」、韓国側から「立法知識データベース」のデモも行われた。

以下それぞれの発表の概要を、質疑応答で明らかになった内容も含めて報告する。

一 業務交流 セッションⅠ

「国会サービスのあり方—調査サービスについて」

「立法情報サービスの機能変化と発展方向」

鄭桓圭研究官

①立法支援組織の沿革

韓国国会図書館の中にはじめて立法支援組織として立法調査局が出来たのは一九六四年のことである。当初の職員数は二九人であったが、その後六九年には五八人まで増加した。しかし軍事独裁政権下で国会の機能が縮小を強いられる中で立法調査局の機構・人員も縮小を余儀なくされ、八四年には国会図書館自体が国会事務局（日本の衆参事務



セッション I 鄭圭桓 研究官（左）

局に相当）に吸収合併され、さらに立法調査局も図書館から分離されてしまった。八七年六月の市民革命以後、図書館の調査業務は再建の方向に向かい、八九年に立法資料分析室が創設され、九四年には国会事務処立法調査局の機能を吸収して社会科学分野の学位を持つ研究官二三人と翻訳官四人からなる立法資料分析室に発展した。しかし九七年末からの金融危機に対する政府の構造調整政策の影響で立法資料分析室は解体されて立法電子情報室の中の一課である立法情報支援課に縮小再編され、研究官は契約職研究官という身分に変えられた上にわずか一〇人に削減された。現在はそれがまた立法調査一課、二課に拡充され、研究官も二一名に増加している（二〇〇四年一月には立法調査三課が新設された）。

②立法情報研究官の業務

立法情報研究官は調査一課、二課で計二一名。政治外交

チーム、経済産業チーム、社会環境チームにそれぞれ七名所属し、その中の細分された主題領域を一人で担当する。立法情報研究官は全員博士号を持つ研究職であり、「立法参考回答サービス」（当館の依頼調査に相当）においても、おもに専門的な分析的調査を行う。調査依頼は電話、FAX、電子メールなどの手段で行われ、文書で回答する場合は電子メールを使うことが多い。回答の内容については、回答した研究官がすべて責任を負う。二〇〇三年の依頼件数は、一〇月三十一日までで七七九件となっている。

「立法知識データベース」の維持管理も立法情報研究官の重要な業務である。法案や国政課題に関する主題について、その問題を簡潔に解説した本文と参考になる新聞情報、論文、図書などのうちインターネットで見られるものをリンクした関連情報とで構成されている。研究官が作成した資料や研究官が選択したリンク先を登録するのは司書の仕事である。本文や関連情報は必要に応じて日々更新する。新規に登録する主題や更新する主題は、立法情報審議委員会で審議される。

また調査一課、二課では「立法情報」（当館の『調査と情報—ISSUE BRIEF—』に相当）という立法参考資料を不定期刊で、印刷物とオンラインとで同時に提供している（このほかに「週刊海外動向」「海外立法」「外国新聞情報」などの刊行物がある）。

③立法情報サービスの課題と今後の展望

議員秘書にも高学歴の専門家が增えており、依頼内容も難しいものが多く、高度に専門的な回答を求められる。担当者のいない空白領域については、在籍する者があるべく処理するが、できない場合は外部の専門家に依頼することもある。その内容のチェックは当然依頼した研究官が行う。「立法知識データベース」のコンテンツ作成を外部の専門家に依頼した場合、後の更新をだれが担当するのかなどで問題になることもある。

また、国会では、政策機能を強化するため国会予算政策処（NABO）を発足させており、こうした新設のあるいは既存の類縁機関とどう競争し、どのように協力関係を築いていくかも重要な課題となろう。

〈当館側の報告〉

「国会サービスのあり方―調査サービスについて」（大曲薫課長補佐）では、調査局の行う調査サービスを依頼調査と予測調査に分けて説明した。

議員等からの依頼に基づいて行う依頼調査は長期的に増加傾向にあり、一九九二年度と比較して二〇〇二年度は一・六倍にもなる。また回答期限も「至急」や「本日中」など短いものが多い。こうした状況に対応しサービスを向上させるため、依頼調査処理の進行管理等を行う国会レファレンス総合システムの構築や資料を議員会館事務所まで届

ける配送サービスなどの対策を講じている。また、将来依頼が予測される問題について行う予測調査にも力を入れている。その成果は調査局の刊行物や国会向けホームページ「調査の窓」を通じて公表している。

二 業務交流 セッションII

「国会サービスのあり方」

―電子情報提供サービスについて―

「電子国会実現のための立法情報サービスの発展方向」

金裕香研究官

①韓国国会図書館の電子情報サービスの概要

国会の情報化が電子国会という目標のもとで本格的に始まったのは、「国会情報化のための中長期発展計画（第二次情報化発展計画）（二〇〇一～二〇〇三年）」からである。この間に国会内のイントラネットに「国会総合情報システム」が構築され、その中に国会事務処の「立法総合知識管理システム」や国会図書館の「図書館情報システム」が存在する。

国会事務処の「立法総合知識管理システム」は、さらに「法律情報システム」「予算決算情報システム」「国政監査情報システム」「議案情報システム」「マルチメディアシステム」「議事録システム」「インターネット議事中継放送システム」に区分されている。「図書館情報システム」では



セッションⅡ 金裕香研究官(左)

前述の「立法知識データベース」や「立法情報」「週刊海外動向」「海外立法」「外国新聞情報」など国会図書館で作成しているコンテンツを提供している。その中でも中心メニューとなるのは「立法知識データベース」であり、新規に登録した主題リストを国会議員や国会職員にメールマガジントで提供している。

また立法参考回答サービスはオフラインで提供されるサービスだが、回答の多くは電子メールで行われており、これを蓄積して、「図書館情報システム」とは別途にイントラネット上に構築されている「立法参考回答資料管理システム」によって研究官は回答内容の検索と照会ができるようになってきている。

②今後の立法情報サービスの課題

以上紹介したように、国会の立法情報サービスは多種多様で、毎年新しいサービスが追加されているが、それらが

きちんと統合されておらず、イントラネットとインターネット上で重複・混在しているのが現状である。そのため立法支援のための各種情報を一か所に集めて利用者の便宜をはかる専用総合ポータルサイトを構築する方向に進むべきだと私は考えている。また「立法知識データベース」の新規情報や「立法情報」「海外立法」など電子メールで送っている情報をひとまとめにしてメールマガジン化することも考えられよう。

また韓国では情報公開を求める声が強く、行政機関の研究所などでは研究の成果を極力公開しており、またそれをしていないと組織が存続できないほどだ。国会図書館も現在、立法参考回答サービスの回答を除く国会図書館で生産されるすべての立法情報は、国会図書館のホームページを通じて外部から見られるようにしているが、立法参考回答サービスの内容についても公開を迫られている。

インターネットの普及による知識情報社会の進展によって一般国民の情報能力が向上する中で、多元化しつつある社会の多様な利害対立に対する民主的な調整能力を高めるため、国会の専門性の強化への要求が強まっている。そういう状況の中で今後の立法情報サービスの評価を決めるのは、システムの技術的な完成度ではなく、提供される情報の質(内容と速報性)であるといえる。インターネット時代に問題となるのは情報の不足ではなく、膨大な情報から適切なものを選別し、加工し、整理して提供することであ

る。とすれば電子国会実現における最も重要な課題は、価値ある情報を生産できる質の高い専門的な人材の確保であるといえる。

〈当館側の報告〉

「国会サービスのあり方―主に情報提供サービスについて」（桐原猛課長補佐）では、まず衆議院・参議院と共同で運営している国会会議録フルテキストデータベース、前述の国会レファレンス総合システム、そして国会向けホームページ「調査の窓」について、システム面での概要説明とデモを行った。さらに今後の課題として、提供する情報の内容の充実と利用の拡大を指摘し、二〇〇三年度に公開予定の日本法令索引データベースや、同年度に開発に着手する帝国議会会議録データベースについても言及した。

三 交流に関する協議・懇談、調査局職員との交流等

セッション終了後、当館側の担当者で韓国側訪日団とで今後の業務交流に関する協議・懇談を行い、実施時期の設定、交流の内容などについてお互いの意見・要望を出し合い、検討した。基本的には今回のような形で来年韓国で交流を行うことに異論はなかった。

一二月五日には、調査局各課の職員と、調査テーマ、調査業務の具体的なやり方、問題点などについて意見を交換した後、情報技術・科学技術政策担当の金研究官は国土交



調査局職員との懇談会の場で

通調査室・課で、教育問題が担当の鄭研究官は文科学技術調査室・課において、それぞれの室・課の職員とさらに交流を深めた。

また業務交流の一環として、一二月二日には国際子ども図書館を、一二月三日には国会議事堂および国会分館、一二月五日には東京都議会および同議会図書室を見学した。

おわりに

今回改めて痛感したのは、両館はそれぞれの国情のちがいはあるにせよ、業務や抱えている課題において共通するところが実に多いということである。今後もうこうした交流を通じて互いに経験やアイデアを出し合い、議論を深めていくことが、議会図書館としての両館の業務の改善やサービスの向上に大いに役立つであろうと確信した。

（文責 調査及び立法考査局調査企画課課長補佐

渡邊 幸秀）

*文中の肩書きは、すべて業務交流実施当時のものである。

東京本館の桜が見事に咲きそろった昨年
四月、私は、新しい世界への希望に胸ふくら
ませ、と言うよりもむしろ、面接試験を受け
る受験生のような不安な気持ちで、衆議院調
査局から「調査及び立法考査局（以下、調査
局）」に参りました。

みなさんは、調査局と聞いて、どのような
イメージをお持ちになるでしょうか？新しい
世界に飛び込む私の私にとって
調査局とは、委員会や議員から
の調査依頼を処理する過程でど
うしてもわからないことについ
て「教えてもらおうところ」「専
門的知識の宝庫」であり、同じ
国会の補佐機関とはいえ特別の
組織でした。今日は、その調査
局に飛び込み感じたことのいく
つかを紹介したいと思います。

その一、調査局の場合、調査依頼者が衆参
両院の議員はもちろんのこと、衆参の事務局、
政党等と幅広く、例えば、昨年のように衆議
院選挙が行われた場合や国会閉会中でも、依
頼数が極端に減るといったことはない。

その二、調査局での依頼調査への対応は、
文献調査を主としていることから、調査員が
読みこなすべき文献の量は想像を絶するもの



であり、おのずと調査員の知識は豊富である。
また、こうした調査局の特色を依頼者側も承
知しており、求められる回答は専門性があり
ながらも、わかりやすいものである。
その三、調査局で受ける依頼調査で特に日
に付くのは、諸外国の事例に関する調査依頼
である。館内を見回すと様々な外国語を習得
した職員がいることにも驚き。

その四、調査局の依頼調査へ
の回答は、調査担当者以外の職
員が議員室に資料をお届けする
ケースが多いため、紙一枚の資
料でさえ自らが議員室に届けて
いた時に比べ、資料を受け取っ
た依頼者の反応が見えにくい。
『ミラクルワールド（国会図
書館）』での発見、驚きはいろ
ろとありますが、最近、私は

驚きとは別に、調査局に求められる「サービ
スとは」と情報化社会における「価値のある
情報提供とは」という巨大迷路に入り込んで
しまいました。これは多分、国会補佐機関共
通の迷路ではないか……と思われまます。願わ
くば、来年の桜の季節までには、この迷路から
脱出したいと思う今日この頃です。

（農林環境課 One-ba）

常設展示のお知らせ

第一三一回 記録の中の「幻獣」たち

平成一六年 五月 一日（土）から
六月三〇日（水）まで

於 本館目録ホール入口（東京本館）

竜は想像上の動物です。しかし、実在
の動物よりもかえって身近な存在だと言
えるかもしれません。子供のころに読ん
だ本、見た絵には竜が出てきました。近
年では、ファンタジー作品が大人にも人
気です。では、皆さんが思い浮かべる竜
には、翼はありますか？あるいはその
竜は火を吐きますか？ そうであるなら、
それは一般的には東洋の竜ではなく、西
洋のドラゴンです。このように日本語で
はあまり区別せずに用いられている竜と
ドラゴンですが、実は両者の間には、か
なりの違いがあるのであります。

今回の展示では、竜に加えて一角獣、
鳳凰、人魚といった代表的な想像上の動
物について、東西の相違を比較しつつ、
それぞれの姿の変遷をたどります。文章
による記述だけでなく、博物誌や絵画集
の中から選んだ図版や絵画も展示します
ので、皆さんが持っている竜や人魚のイ
メージと比べてみてください。

「第一一回 総合目録ネットワーク参加館フォーラム」報告

平成一六年二月二七日、国立国会図書館関西館大会議室において、総合目録ネットワーク参加館フォーラムを開催した。参加館六〇館六七名を含む九四名の参加があった。

フォーラムでは、まず、関西館事業部の児玉図書館協力課長から今年度の総合目録ネットワーク事業の経過を報告し、今後の展開として、平成一六年度初頭に実施する総合目録ネットワークシステムのリニューアルを機に、参加対象を市区町村立図書館分館まで拡大すること、一〇月以降に総合目録データベースをインターネット一般公開することを示した。次に、長嶺図書館協力課総合目録係長から、インターネット一般公開にあたっては、事前に参加館による一般公開画面のモニタリングを実施すること、システムの使い方等に係る研修会の持ち方、事業運用に係る課題検討の場の設定等、今後の事業展開に向けての具体的なスケジュールを報告した。続いて、梶田図書館協力課副主査から、システムリニューアルの内容について、画面のデモを交えて報告を行った。

参加館からは、宮城県図書館榎本哲弥氏から、宮城県の相互貸借業務に関する状況報告があった。また、島根県斐川町立図書館長白根一夫氏からは、昨年一〇月に開館した同館の活動紹介とともに、町立図書館の立場から、相互貸

借の円滑な運用にあたっては、近くの所蔵館への依頼を優先する、というルールを守ることの大切さについて意見が述べられた。

意見交換では、システムリニューアルの内容に関する具体的な質問が多く寄せられたほか、総合目録のインターネット一般公開にあたって、利用者に資料の利用に際してはまず近くの図書館に問い合わせるという手順への理解を求めていくことの必要性が指摘された。当館からは、一般公開画面のメッセージ表示等について、参加館の意見を反映することを述べ、モニタリングへの協力を重ねて依頼した。

なお、平成一六年四月現在の参加館数は八四〇館、うちデータ提供館は四八館である。平成一六年度の新規参加館募集は四月九日から国立国会図書館ホームページを通じて行う。新規参加館がシステムの利用を開始するのは、一〇月からの予定である。

（関西館事業部図書館協力課）



北欧諸国におけるネットワーク系電子出版物納入に関する制度

相原 雅樹

一 はじめに

納本制度審議会では現在、国立国会図書館長からの諮問を受け、ネットワーク系電子出版物(以下、ネットワーク系)の制度に基づく収集について、平成一六年末の答申へ向けて調査審議が行われている(注1)。

この審議に資するため、筆者は、平成一五年一〇月五日から一〇月二五日にかけて、ネットワーク系の収集にとりわけ意欲的に取り組んでいるフィンランド、スウェーデン、ノルウェー、デンマークの国立図書館等を訪問し、納本制度について調査した(注2)。今回の調査においては、ネットワーク系の収集を制度化するにあたって論点となる法制度面に関する事項(補償の有無、自由な表現の萎縮、著作権問題等)に重点を置いた。本稿では、その調査の概要を紹介する。

(注1) 納本制度審議会に関しては、当館ホームページ(<http://www.wpl.jp/rd/going/>)「国立国会図書館について」―「納本制度」―「納本制度審議会」参照。

(注2) 調査当時の筆者の所属は、収集部収集企画課納本制度係。

二 フィンランド

フィンランドでは納本法により、図書、逐次刊行物、地図、オーディオ・ビジュアル資料等について、フィンランド国立図書館等に対する六部の納入が定められている(現行納本法は一九八一年施行)。

フィンランド国立図書館では納入に対して補償を行っていない。納入を課すことよって発行者側に生じる損失が大きくないため、納本制度は、憲法の保障する財産権の侵害には当たらないと考えている。また、納入を怠った者に対する罰金制度は存在しているが、実際には使われていない。

同館では現在フィンランド全体のウェブ情報を実験的に収集している。現時点では利用には供していない。近く納本制度を改め、従来の出版物に加えてネットワーク系を納本対象に組み入れることを考えている(新納本制度は二〇〇五年施行予定)。

新制度においては、公衆が自由にアクセスできるネットワーク系とアクセスが制限されているものとの間で収集方法を別にする予定である。アクセスに制限のないネットワー

ク系は、フィンランド国立図書館のロボット（収集用ソフトウェア）による自動的収集で収集・保存される。一般のホームページはこれに含まれる。アクセスが制限されるネットワーク系も収集対象となり、ロボットによって収集できない資料は発行者が同館に送信しなければならぬ。データベースについては収集が技術的に困難であると考えられている。

収集したネットワーク系は、全国六か所の図書館およびフィルム・アーカイブにおいて館内での利用に供される予定である。インターネット上で利用に供することは予定されていない。

図書館による収集がインターネット上の自由な表現を萎縮させる効果（萎縮効果）については、現在、個人が出版する自費出版物を納本制度に基づいて収集しているのと同様に考え、表現の自由を脅かすおそれがあるとは考えていない。収集した資料を利用に供する際の著作権問題に関しては、著作権法を改正して対応する予定である。

収集したネットワーク系中に違法な内容を含むものがあれば、削除するかアクセスを制限することになる。

三 スウェーデン

スウェーデンの納本制度によれば、図書、逐次刊行物等出版物は通常七部をスウェーデン王立図書館等に納入しなければならぬ。一九九三年以降、納入対象にはCD、

ROMが含まれている。

納入に対する補償は行っていない。同国でも土地収用の場合には補償が必要であるが、図書等の納入はそれと事情が異なるので、納入に対し補償を行わなくても問題がないと考えている。ただし、納入に要する郵送料金は図書館側で支払う。なお、納入を怠った者に対しては、罰金が課せられることとなり、現在、未納入者に対し初の訴訟が進んでいる。この訴訟は納本制度の原則を守るためにあえて行ったものだという。



スウェーデン王立図書館

同国では、これまで納本制度とは別に「Kulturavskott」というプロジェクトによってスウェーデン全体のウェブ情報を実験的に収集し、王立図書館内で公開している（紙への印刷は可能だが、デジタル方式の複製は認めない）。この実験の実施に際しては、個人情報保

護法の規定に抵触せずにウェブ情報の収集および利用提供を行い得る範囲を明確にするため、二〇〇二年に政令が定められた(注3)。

ネットワーク系の収集については、近いうちに制度化のための法改正が予定されている。ただし、現時点では収集対象等の詳細は未確定である。法改正後も、収集したネットワーク系をインターネットで公開することはない見込みである。

同館ではネットワーク系の収集に伴う表現の萎縮は考えられないという。著作権についても、図書館による収集と館内での利用に限れば、実質的な権利侵害には当たらないと考えている。

プライバシーを侵害するネットワーク系の取扱いについて質問したところ、プライバシー侵害の有無は、法務長官が判断し、図書館が独自に判断することはないという。

(注3) 井田敦彦「スウェーデン国立図書館のウェブ・アーカイビングに関する政令」『カレントアウェアネス』二七五号(二〇〇三年)参照。同誌は当館ホームページ(<http://www.ndl.go.jp>)「刊行物」-「カレントアウェアネス」にも掲載されている。

四 ノルウェー

ノルウェーの現行納本制度では、紙媒体の出版物および写真等を七部、ノルウェー国立図書館ラナ支部等に納入し

なければならぬ。納入に対する補償は行わず、郵送料金も送付する側が負担する。納入を怠った者に対する罰金制度は存在するが、使われた例はない。

ノルウェーでは、一九八九年の納本法改正により、媒体にかかわらず「一般に利用可能な情報を内蔵する資料」という具合に納入対象を抽象的に定義したため、現時点でもすでにネットワーク系が納入対象に含まれると解している。ただし、下位法規である規則により、実際にラナ支部に送信しなければならぬのは、納入機関(国立図書館)から求めがあった資料に限られている。この規則により収集しているのは、ネットワーク上の学位論文、逐次刊行物、報告書等であり、一般のホームページは収集していない。なお、ホームページを広範に収集するため、現在、パラディグマ・プロジェクトという計画に基づいて、ノルウェー全体のウェブ情報の自動的収集が実験的に行われている。これに対して、収集されたページを「出版」したつもりはないという個人からの抗議があったものの、新聞社等の反対はなかったという。

ノルウェー国立図書館を所管する文化教会省の決定はまだ行われていないが、今後規則の改正によりウェブ情報の自動的収集を行えるようになる可能性が高い。制度改正後に収集するネットワーク系のうち、分類・整理されて全国書誌に掲載されるのは全体の1%程度になると想定している。現行著作権法では、館内での利用のみが可能であり、



ノルウェー国立図書館ラナ支部

同館も他の国と同様、収集したネットワーク系をインターネットで公開することは考えていない。

萎縮効果に関しては、同館法律顧問から、図書館の収集により自由な表現が萎縮すると考えるのであれば従来 of 出版物の収集・保存もできないのではないかという趣旨の発言があった。納入された出版物は、広義の研究目的にのみ利用できるため、著作権者への影響は少ないとも説明された。ノルウェーでは著作権よりプライバシー問題がむしろ重大である。同館は、プライバシー保護に関する独立した行政組織であるデータ検査院からネットワーク系の収集を行う許可をすでに得ているが、収集したネットワーク系を利用に供する許可はまだ得ていないので、この許可申請を今年行う予定である。

「有害情報」については、図書館の任務は保存にあって検閲がなく、また将来価値を持つかどうかを今知ることができないので、収集されたものは何であれ保存するという。

五 デンマーク

デンマークでは一九九七年に納本法を改正し、デンマークで出版された「完結し、独立していると考えられる限られた量の情報」を納入対象とした。当時は、この改正により、出版に用いられた技術にかかわりなくすべての出版物に納入義務が生じ、今後予想される新しい技術の登場に対応できると考えられた。納入部数は、どの媒体でも二部である。なお、一般のホームページは完結しているとはいえないため、納入対象とならない。

デンマークでは納入に対する補償は行われない。ただし、高額 of 出版物の場合はこの限りでなく、実質的な損害があれば補償が行われることがある。しかし、こうした事態は非常にまれであり、近年は例がない。納入を怠った者への罰金は存在するが、納入しない出版者は少ない。

完結し、独立したネットワーク系（報告書等）は前掲の定義により納入対象に含まれるので、発行者側からの通知に基づき、すでに王立図書館によって収集されている。しかし、収集が発行者側の通知行為に依存しているため、メールでのキャンペーンや新聞での広告にもかかわらず、納入率は低いままである。収集されたネットワーク系の閲覧は、

王立図書館内の特定の機器一台でのみ可能である。デジタルでの複製はできない。

デンマークでは、netarchive.dkというウェブ情報収集の実験プロジェクトを二〇〇一年から二〇〇二年にかけて行い、二〇〇一年の選挙に関するページをロボットで収集した。この実験をふまえて制度の改正が検討された結果、ネットワーク系の収集に関わる法改正が早ければ今年にも行われる予定である。二〇〇五年ないし二〇〇六年には新制度による収集が始まるものと思われる。

新たな制度においては年に四度、dkドメインを中心に自動的収集を行う。これに加えて選択的収集および選挙などの重要な出来事に関する情報の収集も行う考えである。技術的に可能であれば継続的に更新されるデータベースも収集するが、困難な場合には収集しない。同館は、著作権問題を納本法改正により解決することとしている。ただし、法改正後の新制度においても利用は極めて限定される。利用の詳細を定めるに際しては著作権者団体等との交渉も必要である。

ネットワーク系の収集・保存が萎縮効果を生むおそれについては、ネットワーク系の保存に関して二〇〇一年から検討を行ったデンマーク文化省の調査研究委員会では否定的であった。デンマークにおいて納本制度は三〇〇年以上の伝統があり、納本制度に対する不信は存在しないという。たとえ個人の日記であっても、インターネットにひとたび

著作者の同意のもとに公開されたのであれば、収集すべきであると考えている。

自動的収集によって不正確な情報が収集されることはありうるが、その場合もコレクションから削除するのではなく、真実を伝える注意書を電子的に添付するにとどめるべきであるとしている。

六 おわりに

北欧四か国の国立図書館においては、法律の専門家まで含めて、表現の萎縮等が、それほど深刻視されていないことは予想外であった。その理由としては、(一) 納本制度に長い歴史があり、国民の信頼を得ていると考えられること、(二) 納本制度によるこれまでの収集対象がすでに広範であるため、ネットワーク系を納本制度に組み入れることが大きな変更ではないと思われること、(三) インターネットの普及率が高く、ウェブ情報の保存について国民の理解が得やすいことの三点が挙げられるように思われる。

ネットワーク系の収集・利用提供に係る制度的対応はここで取り上げた北欧諸国でも整備されつつあるところである。当館において、日々消失していくネットワーク系の収集を制度化するにあたっては、世界各国の動向にも留意しながら、我が国の事情に十分配慮した対応が求められよう。納本制度審議会の今後の審議に注目したい。

(あいはら まさき 総務部企画・協力課)

憲政資料室からのお知らせ

憲政資料室では、二月下旬から三月にかけて「清水澄関係文書（追加分）」、「松本剛吉関係文書」および「上塚司旧蔵文書（追加分）」を公開した。各文書の概要は、次のとおりである。

「清水澄関係文書（追加分）」

（二月二十七日公開）

清水澄（一八六八～一九四七）は、行政裁判所評定官、学習院教授、枢密院書記官等を経て、行政裁判所長、枢密顧問官、帝国美術院長等を歴任。

一九四六年、最後の枢密院議長に就任したが、翌年帝国憲法に殉じて自決した。

すでに当室では、明治末から昭和初期にかけての枢密院議案資料や行政裁判所関係資料を主とする「清水澄関係文書」一、二一五点を寄贈により収集し、一九九六年から公開してきた。

今回の追加分は、昨年古書店から購入したものであり、枢密院関係以外に、清水の自筆原稿類や何種類かの「自決ノ辞」等が含まれ

ている。特に宮内省御用掛として、大正天皇へ帝国憲法を「御進講」するために作成した原稿類がまとまって残されており、東宮（昭和天皇）への「御進講」資料と合わせて、興味深い資料である。

「松本剛吉関係文書」

（三月四日公開）

松本剛吉（一八六二～一九二九）は通信大臣秘書官、農商務大臣秘書官などを経て、一九〇四年衆議院議員に当選。その後田健治郎通相のもとで再び秘書官を務め、一九一九年に田が台湾総督に就任した際にも、その秘書官となった。一九二七年貴族院議員に勅選。山県有朋、西園寺公望の両元老をはじめ、原敬、平田東助など政治の中枢に位置する人々の間を往復して情報を収集、提供し、政界の情報通として重用された。

松本家から譲渡された一一七点の資料のうち、「政治日誌」九冊（一九一二～二八年）は政界の裏面情報が詳細に記された貴重な資料であり、この翻刻である『大正デモクラシー期の政治 松本剛吉政治日誌』が一九五九年に刊行されている。今回公開した資料には、翻刻にない一九二九年一～二月の日誌も含まれる。ほかには、西園寺、田、平田などから

松本に宛てた書翰や電報が大半を占める。特に、高橋是清内閣の改造問題から総辞職に至る時期に書かれた田の書翰、電報がまとまって残されている。

「上塚司旧蔵文書（追加分）」

（三月一日公開）

上塚司（一八九〇～一九七八）は南満洲鉄道株式会社社員、衆議院議員を経て高橋是清の秘書官となり、農商務、商工、大蔵各大臣時の政務を補佐。戦後は第一次吉田内閣大蔵政務次官、衆議院外務委員長、アマゾン産業研究所長、日本高等拓殖学校長、日伯中央協会理事長等を歴任した。

上塚司旧蔵文書は上塚家から寄託を受けたもので、憲政資料室ではすでに二〇〇二年一月、高橋是清伝記編纂関係を中心に資料八五点を公開している。今回公開分の一七六点にも、演説速記や著述類といった高橋是清関係資料が含まれるが、大部分は上塚が農商務大臣秘書官、大蔵大臣秘書官、大蔵政務次官として入手した行政文書で、大正末の農業・商業・水産業関係資料、昭和前期の租税・予算・預金部資金運用委員会関係資料、戦時補償問題に関する資料等である。

電子展示会「日本国憲法の誕生」の全面公開

昨年5月3日に当館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp> - 「ギャラリー」) で第一期公開した電子展示会「日本国憲法の誕生」が、平成16年5月3日の憲法記念日に全面公開の運びとなりました。新しくなったポイントは次のとおりです。

掲載資料の大幅増加

联合国関連の資料を中心に、新たに約80点の資料を追加しました。すでに公開している資料とあわせると、約180点の憲法制定過程の主要な資料をご覧になれます。



衆議院で帝国憲法改正案の提案理由を説明する金森大臣

(1946年7月1日)

「概説」「資料と解説」の改訂

「概説」では憲法改正に大きな影響を与えた联合国側の動向に関する解説を加え、「資料と解説」では資料の増加にあわせ、資料解説を改訂・追加しました。

「論点」「文書庫」の新設

「論点」では、戦争放棄や二院制など主要な論点について、憲法に規定されるまでの経緯や当時の様々な議論の内容を取り上げました。「文書庫」では、憲法制定に関する一連の経過を示す文書を、まとまった形で収録しました。

電子展示会「日本国憲法の誕生」は、国政審議、憲法史研究に、あるいは学校の授業など、様々な場面で活用していただけたと思います。内容が充実し、装いも新たになった電子展示会「日本国憲法の誕生」をぜひご覧ください。

なお、この電子展示会の完成を記念して、憲法史研究者の古関彰一氏（獨協大学教授）、ケネス・J・ルオフ氏（米ポートランド州立大学助教授、同大学日本センター所長）と、高見勝利当館専門調査員による座談会を行いました。内容については近く本誌に掲載予定です。こちらもどうぞご期待ください。

電子展示会「日本国憲法の誕生」URL

<http://www.ndl.go.jp/constitution>

問い合わせ先

国立国会図書館関西館事業部電子図書館課電子情報発信係
電話：0774-98-1487（直通）

人文総合情報室コレクションコーナー（仮称）開設のお知らせ

平成16年6月8日(火)から、本館2階人文総合情報室（東京本館）内にコレクションコーナー（仮称）を開設し、当室所蔵コレクション（蘆原英了コレクション、加藤まこと展覧会図録コレクション、クラブ・コレクション、布川文庫）を利用に供します。また、このコーナーで蘆原英了コレクションおよび布川文庫の資料の一部を展示します。

NDL-OPAC 提供データの追加およびサービスの停止について

インターネットで提供しているNDL-OPAC (<http://opac.ndl.go.jp/index.html>)に、5月6日(木)以降、約250万件のデータを追加します。その作業のため、5月2日午前0時～6日午前7時の間、検索・申込みともサービスを停止します。

東京本館、関西館の臨時休館等について

利用者サービス拡充のため10月から運用を予定している東京本館の新しいシステムの稼働準備、切替作業の関係で、次のとおり、臨時休館し、また、一部サービスを停止いたします。なお、関西館、国際子ども図書館では、NDL-OPAC（インターネット）サービス停止期間中、開館日でもOPAC検索・申込みが利用できません。利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご了承ください。

東京本館臨時休館日

6月22日～25日、7月26日、8月2日～3日、
9月22日、9月24日、9月27日～30日

関西館臨時休館日

6月22日～24日

NDL-OPAC（インターネット）検索および申込みサービス停止

6月20日～21日、6月25日～27日、9月19日～23日

NDL-OPAC（インターネット）申込みサービス停止

NDL-OPACでの検索はできますが、申込みができません。

6月22日～24日

なお、NDL-OPACが停止する期間は、郵送・FAXによる複写申込み、貸出申込みについても発送が遅れます。

国立国会図書館の平成一六年度予算について

国の平成一六年度予算は、平成一六年三月二十六日に成立した。国立国会図書館の平成一六年度歳出予算額は二四〇億六、八八二万六、〇〇〇円である。前年度の当初予算額と比較すると約二億円の増額となった。

平成一六年度は、電子図書館の基盤整備、東京本館庁舎改修等の施設整備を行うほか、東京本館の閲覧室等の再配置を行い、開館日・開館時間を拡大し、サービスの拡充を図るための予算措置が講じられた。

平成一六年度予算の主要項目は次のとおりである。

一 東京本館の整備

(1) 東京本館閲覧室等の再配置

関西館の開館により東京本館から図書館資料と業務の一部が移転したことに伴い、平成一四年度から三か年計画で進めてきた東京本館の書庫内資料の再配置およびそれに付随した閲覧室・事務室の再配置を引き続き行う。平成一六年度は計画の最終年度として、約一億六、〇〇〇万円が計上された。

(2) 開館日・開館時間の拡大

東京本館閲覧室の整備が終了した後、平成一六年一〇月から、東京本館の開館日・開館時間を拡大する予定である。

このために必要な外注経費・光熱水料等として、約一億九、〇〇〇万円が計上された。

二 電子図書館の基盤整備

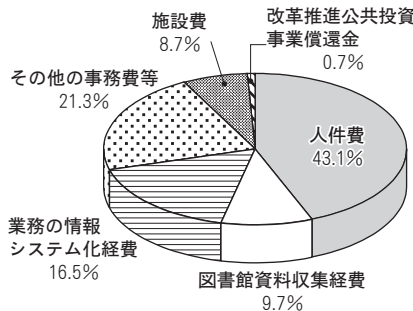
(1) 電子図書館基盤

システムの構築
東京本館、関西館
および国際子ども図書館の三施設が一体となって機能し、有機的に連携した図書館サービスを提供するために、電子図書館基盤システムの構築を平成一〇年度から行っている。平成一六年度は、来館利用者管理システムの開発に必要な経費等約三〇億円が計上された。

(2) 電子図書館コンテンツの構築

電子図書館サービスの本格展開を図るため、平成一二年度から段階的にコンテンツの整備を行っているが、平成

予算の費目別構成比（平成16年度）



平成16年度歳出予算額

(単位：千円)

(項) 国立国会図書館	21,808,474
人件費	10,370,855
経常事務費	400,768
図書館運営事務費	758,780
業務の情報システム化経費	3,970,899
図書館資料の購入費	861,146
立法調査業務経費	343,340
基本的書誌の機械編さんによる印刷刊行費	31,665
米国の日本占領関係資料等の収集費	80,464
資料保存対策費	109,584
特別事務処理費	196,135
視覚障害者に対する図書館サービス経費	29,576
海外移民関係資料の収集費	10,696
国際子ども図書館運営経費	683,674
新館維持管理経費	592,005
関西館運営経費	2,167,447
国会会議録フルテキスト・データベースシステム管理運用経費	85,204
東京本館閲覧室等再配置に伴う経費	160,084
科学技術関係資料の収集整備に必要な経費	956,152
(項) 国立国会図書館施設費	2,095,837
関西館用地取得費	556,243
東京本館改修工事費	916,838
東京本館防災監視設備改修費	384,127
新館書籍搬送設備改修費	107,783
東京本館書庫棟消火設備等改修調査費	30,551
東京本館庁舎整備費	100,295
(項) 改革推進公共投資事業償還金	164,505
計	24,068,816

- (4) 二億三、〇〇〇万円が計上された。
- 帝国議会会議録データベースの構築
- (3) 電子ジャーナルの拡充
- 科学技術情報の迅速な提供を図るために、東京本館および関西館において電子ジャーナルを拡充するための経費約

- 一六年度においても明治期刊行図書の電子化等に必要経費として約一億六、〇〇〇万円が計上された。
- 帝 国 議 会 会 議 録 デ ー タ ベ ー ス を 構 築 す る た め の シ ス テ ム 開 発 に 必 要 な 経 費 と し て、 約 五、〇〇〇万円が計上された。
- (1) 三 施設整備
- 東京本館庁舎改修工事
- 東京本館の閲覧室等再配置および情報通信基盤整備のため、平成一四年度から三か年計画で行われている東京本館庁舎改修工事に必要な経費として、約九億

- 二、〇〇〇万円が計上された。
- (2) 防災監視設備改修工事等
- その他東京本館に係る施設整備として、防災監視設備の改修(約三億八、〇〇〇万円)、書庫棟消火設備等の改修調査(約三、〇〇〇万円)、新館書籍搬送設備の改修(約一億一、〇〇〇万円)等に必要経費が計上された。このうち、防災監視設備の改修および新館書籍搬送設備の改修については、平成一六年度から三か年の国庫債務負担行為(総額約二四億円)が認められた。
- (3) 関西館第二期建設用地取得
- 平成一四年度から行っている関西館第二期建設用地の取得については、約五億六、〇〇〇万円が措置された。

(総務部会計課)

本屋にない本

国立国会図書館は、法律によって定められた納本制度により、日本国内の出版物を広く収集しています。このコーナーでは、主として取次店を通さない国内出版物を取り上げて、ご紹介します。

都市交通の歪 “放置自転車” 全国自転車問題自治体連絡協議会10年の事跡

全国自転車問題自治体連絡協議会編・刊
(〒176-8501 練馬区豊玉北六・一二・一)
一〇〇二・六 一八九頁 A5

(DK46-H3)

自転車は中途半端な乗り物であると思う。自転車は本来、車道を走るべきであるが、実際に走ってみると、自動車ほどの存在感がないためか、ほとんど邪魔者である。しかも、かなり怖い。とはいえ、歩道は歩行者のため、今度は歩行者を危険な目に合わせることもあり、やはり邪魔者なのである。

さらに、自転車を駐輪する場所というものも難しい。駐輪場があれば問題はないのだろうが、どこでも、駐輪場が整備されているとは限らない。おそらく、自転車はどこに駐輪し

ても構わない、と考えている人もいるのではないだろうか？

たしかに、自転車一台の占める駐輪スペースは決して大きくはない。それゆえに私たちは気軽に駐輪してしまいがちである。しかし、駐輪する自転車の数次第で、それは社会問題となる。

本書は、放置自転車問題に取り組んでいる全国自転車問題自治体連絡協議会（以下、全自連）の一〇年にわたる活動の記念誌である。

ここでいう放置自転車とは、通勤・通学に利用され、駅周辺などに放置されている自転車をおもに対象としている。放置自転車が問題になり始めたのが昭和四九年からといわれており、約三〇年の間、解決をみていない。

放置自転車問題の具体的な例としては、救急・消防活動の際に障害物となってしまうというケースや点字ブロックの上に停められているケースなどである。どちらも、本来、自動車や歩行者が通行するべき場所を占拠してしまっているのである。

こうした放置自転車問題に対して、当初から積極的に取り組んできたのが各市町村である。一般的に市町村の取組みは、駐輪場の設置および放置自転車の撤去が中心である。しかし、放置自転車対策にかかると市町村の費用

はかなり大きなものに膨れ上がっていた。自治体の財政状況が悪化する中、それまでのいわば対症療法的な取組みを継続していくことは、費用対効果の視点からも困難になっていった。

このような経緯から、対症療法的な取組みではなく、根本的な解決を図るために平成四年に全自連が誕生したのである。

本書には、全自連の発足までの様々なさまざまな発足後の取組み、そして成果などが各種資料を交えて詳しく記載されている。

自治体という縦割り行政の枠を越えて全国組織を結成するという行為に対する冷やかかな反応。また、放置自転車という、知名度の低い問題に対する無関心。放置自転車問題担当者たちは、そうした壁を一つ一つ乗り越えていったのである。

そして、そうした努力を積み重ねた結果、平成五年には、不完全な形ながらも自転車法の改正という成果を成し遂げたのである。

現在、自転車は手軽に、誰でも利用することが可能な乗り物である。また、環境への負荷の小さな交通手段としても注目されている。しかし、まだ、利用者に対する理解は低い。放置自転車問題を解決するためには、利用者一人一人の意識を改革することが

必要なかもしれない。

最後に、最近のトピックについて触れておこう。平成一五年一二月に豊島区で放置自転車等対策推進税に関する条例が成立した。これは、鉄道事業者に放置自転車対策経費の一部負担を求めるものである。しかし、豊島区と鉄道事業者との間に対立が続いており、現時点では施行に必要な総務大臣の同意が得られてない。自転車文化が未熟なために、協力し合うべき二者が対立を続けていることが、残念でならない。

(行武 秀雄)

アジア学会 (AAS)・東亜図書館協会 (CEAL) 二〇〇四年年次総会および北米日本研究資料調整協議会 (NCC) 会議

AAS・CEAL二〇〇四年年次総会、NCC会議が、三月二日から七日、米国・サンディエゴのタウンアンドカントリーリゾート&コンベンションセンターで開催され、当館からは主題情報部科学技術・経済課主査奥山久美子、支部東洋文庫大沼宜規が参加した。

国立国会図書館の編集・刊行物

カレントアウェアネス 二七九号

A4 一六頁

電子ジャーナル利用の傾向と対策/インドにおけるナショナルサイトライセンスの実践/国家的プロジェクトINDESTコンソーシアム/シンガポールのDII図書館〈動向レビュー〉ライブラリアンとナレッジ・マネジメント/中国図書館界におけるナレッジ・マネジメントの動向/デジタル情報の長期的な保存にとまなう経済的課題

季刊 四二〇円(日)

外国の立法 立法情報・翻訳・解説

第二一九号 A4 一三九頁

スウェーデンの国民投票制度
アメリカ合衆国における児童虐待の防止及び対処措置に関する法律
イギリスにおける都市廃棄物埋立からの脱却

却一二〇〇三年廃棄物及び排出権取引法

【短信】

アメリカ・連邦最高裁判所、テキサス州のソドミー禁止法に違憲判決
フランス…「国内治安のための法律」―犯罪者のDNA情報蓄積から国旗・国歌侮辱罪まで

ドイツ…軍隊の国外出動に関する立法動向
ロシア…ロシアにおける連邦・地方自治制度の改革

韓国…济州国際自由都市特別法改正案
中国…証券投資基金法の制定
タイ…反テロ政令の公布と違憲審査

季刊 二、五二〇円(紀)
(ISBN4-87582-597-8)

レファレンス 第六三八号 A4 八二頁

英国下院図書館…過去、現在そして未来/欧州連合(EU)と中南米の経済関係/中国のイスラム教徒―歴史と現況―/広島県における国際教育協力への取組み(現地調査報告)〈短報〉デンマークの政党助成制度

月刊 税・送料込み 八三二円(有)

入手のお問い合わせ

- ① 日本図書館協会 104-0033 東京都中央区新川一丁目二丁目(四)
- ② 有隣堂印刷機 140-0004 東京都品川区南品川六丁目(一)
- ③ 紀伊國屋書店 150-8513 東京都渋谷区東三丁目二丁目(一)

特に記載のないものは税込価格です。

法規の制定

解説

内規第一号及び館長決定第一号は、再任用短時間勤務職員を採用開始等に伴い、所要の改正を行ったものである。

館長決定第二号は、選書協力員を置くことができる課に、関西館資料部文献提供課を加えたものである。

規則第一号及び内規第二号は、収集部、書誌部、主題情報部及び関西館の課及び係の事務について、事務分担を見直し、又は業務の実態に合わせるため、所要の規定を整備したものである。

規則第二号は、科学技術関係資料整備審議会に専門委員や部会を置くこととすることその他所要の規定の整備を行ったものである。

規程第一号は、職員の定員を、四月一日から定員削減及び再任用短時間勤務職員への振替に伴い、三人減員の九百十六人とした後、東京本館の改修後その開館日・開館時間を拡大すること等に伴い、十月一日か

ら、二十一人増員の九百三十七人とするものである。

以上の法規は、いずれも平成十六年四月一日から施行された。

(内規第一号)

国立国会図書館文書保存区分内規等の一部を改正する内規

(平成十六年三月十九日制定)

第一条 国立国会図書館文書保存区分内規の一部を次のように改正する。

別表の一12中「非常勤職員」の下に「(国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。)」を加える。

(国立国会図書館記章、職員身分証明書及び記章常用証内規の一部改正)

第二条 国立国会図書館記章、職員身分証明書及び記章常用証内規(昭和三十八年国立国会図書館内規第九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第三号を第四号とし、第

二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員

第一条第二項第一号中「前項第三号」を「前項第二号又は第四号」に改める。

(国立国会図書館職員兼業取扱内規の一部改正)

第三条 国立国会図書館職員兼業取扱内規(昭和四十六年国立国会図書館内規第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「非常勤職員」の下に「(国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)」を加え、「国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)」を「同法」に、「及び同法」を「又は」に改める。

(国立国会図書館資料職員等貸出内規の一部改正)

第四条 国立国会図書館資料職員等貸出内規(昭和六十二年国立国会図書館内規第十号)の一部を次のように改正する。

第二条(見出しを含む)中「貸出」を「貸出し」に改め、第二号を第三号とし、

第一号の次に次の一号を加える。

二 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員

第十一条第一項中「第二条第一号」の下に「及び第二号」を加え、同条第二項中「第二条第二号」を「第二条第三号」に改める。
（国立国会図書館職員等書庫立入内規の一部改正）

第五条 国立国会図書館職員等書庫立入内規（昭和六十一年国立国会図書館内規第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員

附則

この内規は、平成十六年四月一日から施行する。

（館長決定第一号）

非常勤職員の職名に関する件及び国立国会図書館記章、職員身分証明書及び記章帯用証内規の運用についての一部

を改正する件

（平成十六年三月十九日制定）

1 非常勤職員の職名に関する件（昭和四十八年館長決定第二号）の一部を次のように改正する。

第一項中「国立国会図書館の」を削り、「職名は」の下に「別に定めるもの及び次項に掲げるものを除き」を加え、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 相談員（非常勤）
第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員の職名は、次のとおりとする。

一 司書（再任用）
二 調査員（再任用）
三 参事（再任用）

（国立国会図書館記章、職員身分証明書及び記章帯用証内規の運用についての一部改正）

2 国立国会図書館記章、職員身分証明書及

び記章帯用証内規の運用について（昭和三十八年館長決定第十四号）の一部を次のように改正する。

第一項中「第一条第一項第三号」を「第一条第一項第四号」に、「に規定する」を「第一項に掲げる」に改める。

第二項中「者にたいしては」を「ものに対しては」に、「第一条第一項第三号」を「第一条第一項第四号」に改め、「一号記章」の下に「及び身分証明書」を加える。

附則

本件は、平成十八年四月一日から施行する。
（館長決定第二号）

選書協力員に関する件の一部を改正する件

（平成十六年三月十九日制定）
選書協力員に関する件（平成十四年館長決定第八号）の一部を次のように改正する。

第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五 関西館資料部文献提供課

附則

本件は、平成十八年四月一日から施行する。
（規則第一号）

国立国会図書館組織規則の一部を改正

する規則

(平成十六年三月二十三日制定)
国立国会図書館組織規則(平成十四年国立国会図書館規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四十条第七号中「第十一号」を「第十号」に改める。

第四十五条第七号中「入力済典拠データに関する事務の調整及び」を削り、同条中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 入力済典拠データに関する事務の調整に関すること。

第五十七条第七号中「科学技術資料整備審議会」を「科学技術関係資料整備審議会」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号中「前号」を「第一号」に改め、「選書」の下に「(関西館の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 科学技術分野に関する図書館資料の選書に関する事務の調整に関すること。

第六十六条第二号中「及び総合閲覧室所属の参考資料の選定に関すること」を「、レファレンス並びに書誌又は目録の作成及び提供に属すること(事業部及びアジア情報課の所掌に属するものを除く。)」に改め、同条中第五号を削り、第四号を第五号とし、同条第三号中「収集した前号の図書館資料」を「関西館所属の収集資料」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 関西館所属の図書館資料の選定に関すること(アジア情報課の所掌に属するものを除く。)

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(規則第二号)

科学技術関係資料整備審議会規則の一部を改正する規則

(平成十六年三月二十三日制定)

科学技術関係資料整備審議会規則(昭和三十六年国立国会図書館規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削り、同条第三項中「学識経験」を「学識経験」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、同条

に次の三項を加える。

4 審議会に、委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

5 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第四条を第六条とする。

第三条第一項中「委員」の下に「及び専門委員」を加え、同条第二項中「指名する」を「任命する」に改め、同条を第五条とする。

第二条の次に次の二条を加える。

(専門委員)

第三条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、科学技術に関する学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第四条 審議会に、部会を置くことができる。第六条の次に次の一条を加える。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮つて定める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(内規第二号)

国立国会図書館事務分掌内規の一部を改正する内規

(平成十六年三月二十三日制定)

国立国会図書館事務分掌内規(平成十四年国立国会図書館内規第三号)の一部を次のように改正する。

第七十一条第一号中「第七号」を「第六号」に改める。

第七十四条第六号を削る。

第八十八条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 典拠ファイルの作成、維持及び管理に関すること。

第八十九条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 入力済典拠データに関する事務の調整

に関すること。

第二百六条に次の一号を加える。

五 レファレンスの依頼の受理及びその処理に係る情報システムの運用及び管理に関すること。

第二百二十七条第二号中「システム」を「情報システム」に改める。

第三百三十一条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 科学技術分野に関する図書館資料の選書に関する事務の調整に関すること。

第三百五十七条第三号中「及びレファレンス」を「、レファレンス並びに書誌又は目録の作成及び提供に関すること」に改め、「並びに

総合閲覧室所属の参考資料の選定に関すること」を削り、同条中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 関西館所属の図書館資料の選定に関すること(アジア情報課の所掌に属するものを除く)。

第六百六十五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第六百六十六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

この内規は、平成十六年四月一日から施行する。

附則

(規程第一号)

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程

(平成十六年四月一日制定)

国立国会図書館職員定員規程(昭和三十三年国立国会図書館規程第一号)の一部を次のように改正する。

本則中「九百十九人」を「九百三十七人」に改める。

附則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の国立国会図書館職員定員規程本則の規定にかかわらず、定員は、平成十六年九月三十日までの間は、九百十六人とする。

おもな人事

総務事務官 中田 睦

国立国会図書館支部総務省図書館長を免ずる

総務事務官 田中 栄一

国立国会図書館支部総務省図書館長を命ずる

以上平成十六年一月六日付け

検 事 黒川 弘務

国立国会図書館支部法務図書館長を免ずる

検 事 大谷 晃大

国立国会図書館支部法務図書館長を命ずる

以上平成十六年一月十六日付け

(収集部長)

司 書 千代 正明

国立国会図書館専門調査員に任命する

調査及び立法考査局議公会官庁資料調査室主任

を命ずる

(調査及び立法考査局文教科科学技術調査室付)

専門調査員 坂本 幸一

調査及び立法考査局文教科科学技術調査室主任

を命ずる

(調査及び立法考査局社会労働調査室主任・

総合調査室付兼務)

同 岩間大和子

調査及び立法考査局総合調査室付兼務を解く
(調査及び立法考査局総合調査室付主幹・財
政金融調査室付兼務)

調査員 岩城 成幸

国立国会図書館専門調査員に任命する

調査及び立法考査局経済産業調査室主任を命
ずる

(調査及び立法考査局海外立法情報調査室付
主幹)

同 土屋 恵司

国立国会図書館専門調査員に任命する

調査及び立法考査局海外立法情報調査室付を
命ずる

(書誌部長)

司 書 原田 公子

収集部長を命ずる

(関西館資料部長)

同 村上 正志

書誌部長を命ずる

(調査及び立法考査局電子情報サービス課長)

同 調査員 大山 英久

主幹を命ずる

調査及び立法考査局付を命ずる

調査及び立法考査局電子情報サービス課長事
務取扱を命ずる

(調査及び立法考査局社会労働調査室付主幹・
社会労働課長事務取扱)

調査及び立法考査局総合調査室付を命ずる

(書誌部付司書監)

収集部付を命ずる

調査及び立法考査局社会労働調査室付主幹・
社会労働課長事務取扱)

同 山崎 隆志

調査及び立法考査局総合調査室付を命ずる

(書誌部付司書監)

司 書 那須 雅熙

収集部付を命ずる

(関西館付主任司書)

同 阿部 治

司書監を命ずる

収集部付を命ずる

兼ねて関西館付を命ずる

(主題情報部新聞課長)

同 川上 章雄

司書監を命ずる

主題情報部付を命ずる

兼ねて資料提供部付を命ずる

(収集部付司書監)

同 村山 隆雄

関西館資料部長を命ずる

(調査及び立法考査局電子情報サービス課
長補佐)

調査員 桐原 猛

国立国会図書館参事に任命する

主任参事を命ずる

総務部付を命ずる

(調査及び立法考査局政治議会課主査)

同 齋藤 純子

国立国会図書館参事に任命する

主任参事を命ずる

総務部付を命ずる

(国際子ども図書館企画協力課課長補佐)

司書 藤田 和人

国立国会図書館参事に任命する

主任参事を命ずる

総務部付を命ずる

(関西館事業部電子図書館課長)

同 田屋 裕之

国立国会図書館参事に任命する

総務部企画・協力課長を命ずる

(調査及び立法考査局議会官庁資料課課長補佐)

調査員 等 雄一郎

主任調査員を命ずる

調査及び立法考査局外交防衛調査室付を命ずる

(総務部付主任参事)

参事 中川 秀史

国立国会図書館調査員に任命する

調査及び立法考査局社会労働課長を命ずる

(関西館付主任司書)

司書 山口 和之

収集部付を命ずる

(資料提供部利用者サービス企画課長)

同 岡村 光章

収集部収集企画課長を命ずる

(総務部付主任参事)

参事 中村 規子

国立国会図書館司書に任命する

主任司書を命ずる

書誌部付を命ずる

(資料提供部利用者サービス企画課課長補佐)

司書 福士 輝美

主任司書を命ずる

資料提供部付を命ずる

(総務部企画・協力課長)

参事 齋藤友紀子

国立国会図書館司書に任命する

資料提供部利用者サービス企画課長を命ずる

(国会分館参考課長)

司書 木高 憲男

主題情報部新聞課長を命ずる

(収集部収集企画課長)

同 宇津 純

国会分館参考課長を命ずる

(総務部付主任参事)

参事 武藤 寿行

国立国会図書館司書に任命する

関西館事業部電子図書館課長を命ずる

以上平成十六年四月一日付け

—元職員に対する叙位—

元職員に対し左記のとおり叙位があった

(元国立国会図書館専門調査員)

松下 健一

正四位に叙する

平成十六年二月一日付け

—職員の転任—

(文部科学省)

豊田 裕昭

国立国会図書館参事に任命する

(国土交通省)

村木 孝行

国立国会図書館参事に任命する

(大阪府教育委員会)

南口 守

国立国会図書館参事に任命する

(国土交通省近畿地方整備局)

藤江 正博

国立国会図書館参事に任命する

(国立大学法人京都大学附属図書館)

藤原 由華

国立国会図書館司書に任命する

(奈良県教育委員会)

国立国会図書館司書に任命する

(国立大学法人京都大学附属図書館)

国立国会図書館司書に任命する

(独立行政法人国立印刷局)

国立国会図書館司書に任命する

(福岡県教育委員会)

国立国会図書館司書に任命する

以上平成十六年四月一日付け

以上平成十六年四月一日付け

— 職員の出向 —

大阪府へ出向

参事 柴谷 誠一

奈良県教育委員会へ出向

司書 鈴木 陽生

奈良県教育委員会へ出向

司書 中野貴世子

国立大学法人京都大学附属図書館へ出向

司書 濱口 敦子

京都府へ出向

以上平成十六年三月三十一日付け

参事 田元 輝彦

国土交通省近畿地方整備局へ出向

司書 鈴木 秀樹

文部科学省へ出向

調査員 尾澤 恵

国立社会保障・人口問題研究所へ出向

以上平成十六年四月一日付け

— 専門調査員の退職 —

(調査及び立法考査局議会官庁資料調査室主任)

専門調査員 大竹 光治

(調査及び立法考査局経済産業調査室主任)

専門調査員 亀野 邁夫

(調査及び立法考査局文教科科学技術調査室主任)

専門調査員 土屋 紀義

以上平成十六年三月三十一日付け

— 職員の退職 —

(退職時部局)

総務部

司書 菅野 次男

参事 太田美津子

同 望月 孝義

同 中澤 東一

同 大塚 國夫

調査及び立法考査局

調査員 土屋 順子

同 田中 邦夫

同 長倉 紀子

同 大曲 祐子

同 齋藤 葉子

同 田鹿 博

同 河合 利夫

同 間山日出雄

同 丸澤 勝利

同 宮村美津子

同 尾崎 か代

同 山田 裕子

同 山本 昭子

同 大橋 一雄

同 金子 和貴子

書誌部

資料提供部

主題情報部

国会分館

以上平成十六年三月三十一日付け



遠客近客

(東京本館)

- 平成一五年
 - 一一月五日(〜七日) 韓国国立中央図書館
研修生一行八名
 - 一一月五日 サルバシオン・アルランテ氏
(フィリピン大学中央図書館長、現京都大
学東南アジア研究センター客員研究員)、
アラン・スプリーナー氏(サンフランシスコ
公共図書館職員)
 - 一一月六日 チャンドラ・シャハニ氏(米国
議会図書館保存科学室長)、イボンヌ・カ
リグナン氏(米国・メリーランド大学図書
館保存修復部長)
 - 一一月一二日 中国・上海図書館一行四名
 - 一一月一二日 金鍾文(キム・ジョンムン)
韓国国立中央図書館副館長兼支援研修部長
一行三名
 - 一一月二八日 ヘンク・ボルク氏(オランダ
ハーグ国立図書館)、マンフレッド・アン
ダース氏(ドイツ・ZFB社)
 - 一一月一日 国際シンポジウム「国際アンデ
ルセン賞の軌跡」講師等四名
 - 一一月一日(〜一二日) 日本研究情報専門
家研修研修生一四名

- 一一月二日(〜五日) 韓国国会図書館訪日
団一行二名
- 一一月三日(〜五日) クリストファー・ク
ラクソン氏(英国・元オックスフォード
大学ボドリアン図書館保存修復部長)、ロ
バート・ミンチ氏(英国・オックスフォ
ード大学ボドリアン図書館保存修復部修補製
本課主任)
- 一一月一二日 ミニャク・トルク氏(ブータ
ン国立図書館長)
- 一一月一五日 ビビアン・アゴー・ティボー
氏(ガーナ公文書記録管理局上級作業管理
部長)、韓国清州古印刷博物館学芸研究室
一行三名、王榮国氏(中国・遼寧省図書館
長)、石麗珍氏(中国・吉林省図書館長)、
師麗梅氏(中国・黒龍江省図書館副館長)
- 一一月一七日 朴燕氏(中国国家図書館図書
採選編目部)、宋安莉氏(中国国家図書館
出版社)
- 一一月二五日 マンドラ・フィレモン・マプー
ザ氏(南アフリカ共和国・アフリカ民族会
議(ANC)政策担当ユニット)

平成一六年

- 一一月二六日 国際交流基金関西国際センター
司書日本語研修生一行九名
- 一一月二九日 国際交流基金関西国際センター

- 一研究者・大学院生日本語研修生一行一五名
- 一一月三日 張瑞濱氏(台湾・国立国父紀念館
館長)
- 一一月四日 スレイン・ソヴァニー氏(カンボ
ジア・プノンペン大学講師)、ジェームズ・
ミハルコ氏(米国・RLG会長)、古谷夏
子氏(米国・RLGアドバイザー)
- 一一月一六日 金鍾文(キム・ジョンムン)氏
(韓国国立中央図書館副館長兼支援研修部
長)、梁洪錫(ヤン・ホンソク)氏(韓国・
同納本課長)、金姫順(キム・ヒースン)
氏(韓国・同資料組織課司書)
- 一一月一七日 アッザ・ワハビー氏(エジプト
人民議会・議会担当大臣次官)

平成一五年一月〜一六年二月には、この
ほかに、一件一名(学校・大学関係以外)の
見学・参観を行った。

(関西館)

- 平成一五年
 - 一一月一〇日 三重県図書館協会二三名
一行八名
 - 一一月一四日 東京大学工学部図書館三名
 - 一一月一七日 公共図書館で働く視覚障害者
職員の会一九名

- 一月一七日(〓二〇日) R ラマチャン
 ドラン氏(シンガポール・東南アジア図書館
 館人会議事務局長)、W・A・L・シュト
 コフ氏(オランダ・国際アジア研究所長)、
 A・マッケンジー氏(オーストラリア国立
 図書館アジア資料課長)、H・W・リー氏
 (米国議会図書館アジア部長)
- 一月一八日 私立大学図書館協会京都地区
 協議会五三名、国際協力機構・中国・知的財
 産権コース研修生一五名
- 一月一九日 金鍾文(キム・ジョンムン)
 韓国国立中央図書館副館長兼支援研修部長
 一行三名、陳偉氏・王霞氏(中国江蘇省南
 京図書館)、石川県立図書館二名
- 一月二〇日 奈良県高等学校図書館研究会
 二九名
- 一月二六日 上野点字図書館ボランティア
 三八名、神戸市立点字図書館ボランティア
 三二名
- 一月二七日 福岡市立図書館一名
- 一月二八日 南河内社会教育振興協議会図
 書館部会一三名
- 二月三日 京都府南部図書館等連絡協議会
 一七名
- 二月四日 和歌山県公共図書館協会 二五名
 ウクライナ・州知事補佐官一行二名
- 二月五日 西濃地区公共図書館協議会一四
 名、専門図書館協議会秋期セミナー参加者

- 三〇名
- 二月八日 クリストファー・クラークソン
 氏(英国・元オックスフォード大学ボドリ
 アン図書館保存修復部長)、ロバート・ミ
 ンチ氏(英国・オックスフォード大学ボド
 リアン図書館保存修復部補製本課主任)
- 二月一日 九州大学図書館二名
- 二月二日 兵庫県私立学校図書館協議会
 一七名
- 二月五日 大阪府高等学校図書館研究会
 司書部第七地区会八名
- 二月一六日(〓一九日) 日本研究情報専
 門家研修研修生一四名
- 二月一八日 学習院大学図書館六名
- 平成一六年
- 一月一六日 近畿地区国立大学図書館協議
 会四〇名
- 一月二三日 四条畷市立図書館協議会一一名
- 一月二六日 郡上八幡総合文化センター図書
 館四名
- 一月二九日 九州大学附属図書館芸術工学分
 館三名
- 二月五日 金沢大学附属図書館二名
- 二月六日 鳥取県立境高等学校図書館一名
- 二月九日 猪名川町立図書館四名
- 二月一〇日 スレイン・ソヴァーニー氏(カン
 ボジア・プノンペン大学講師)、茨城県立

図書館三名

- 二月二日 奈良県公共図書館部会一七名
- 二月三日 京都府図書館等連絡協議会四六
 名
- 二月九日 兵庫県図書館協会三七名
- 二月四日 信州大学附属図書館一名
- 二月五日 近畿病院図書館協議会一五名
- 二月二七日 山形大学附属図書館一名、北海
 道教育大学附属図書館一名、韓国京畿道図
 書館一行二六名

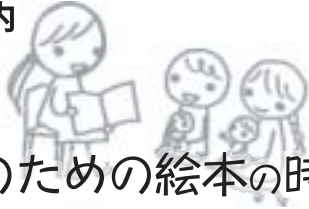
平成一五年一月〓一六年二月には、この
 ほかに、学校関係一〇件一三七名、大学関係
 (司書課程等)一四件二七〇名、その他一二〇
 件一二二二名の見学・参観を行った。

見学・参観の申込み

- 詳しくは左記にお問い合わせ下さい。
- 国立国会図書館資料提供部
 利用者サービス企画課サービス運営係
 ☎〇三(三五八八)二三三三
- 内線二六一四〇
- 国立国会図書館関西館総務課総務係
 ☎〇七七四(九八)一二二四(直通)
- 国際子ども図書館企画協力課企画広報係
 ☎〇三(三八二七)二〇五三内線二〇六



■ 新しいサービスのご案内



ちいさな子どものための絵本の時間

国際子ども図書館では、3歳以下の子どもと保護者が絵本に親しむ場を提供するために、4月から「ちいさな子どものための絵本の時間」を定期的に開催します。

日時 毎月第3土曜日、それに続く日曜日(毎月2回)
午前11時から(20分程度)

対象 3歳以下の子どもとその保護者
(子ども1人につき保護者1人)

内容 わらべうたと絵本の読み聞かせ(2・3歳児向)

場所 国際子ども図書館 1階おはなしのへや
(当日、時間までに1階子どものへやにお集まりください。)

●●● 「子どものためのおはなし会」は従来どおり開催します。●●●

日時 毎週土曜日・日曜日(1日2回)
午後2時から:4歳から小学1年生まで
午後3時から:小学2年生以上

■ 講演会のお知らせ 5月22日(土)午後 開催

「パンチャタトラ:世界で最古の子どものお話集」

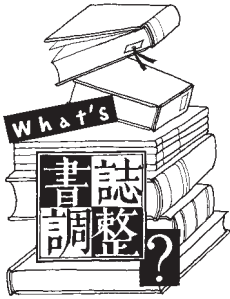
講師: Manorama Jafa氏 (IBBYインド支部事務局長・インド児童文学者)
展示概要解説: 鈴木 千歳氏 (インド児童文学の会代表)

「インドに伝わる知恵とこころ:北インドの昔話・なぞなぞ・子守歌から」

講師: 坂田 貞二氏 (拓殖大学教授)

内容など詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先: 国際子ども図書館 TEL:03-3827-2053



What's 書誌調整?

第7回 新たな標的「非図書資料」

昨今、情報は巷に溢れている。その媒体も多様であり、冊子体の「図書」「逐次刊行物」は、そのごく一部となった。図書館も従来の図書館資料に加えて、多様な媒体の資料を扱わねば立ち行かない時代である。具体的には、音楽CD、レコード、オーディオテープ、DVD、ビデオテープ、CD-ROM、フロッピーディスク、マイクロフィルム、マイクロフィッシュなど。これらを図書館では「非図書資料」とよぶ。

「非図書資料」には、書誌データに資料の種類によって異なる特徴と共通する特徴がある。共通の特徴は、その書誌データの冒頭に近い位置に「資料種別」を記録していること。さらに、「形態」の項目にも資料の特性が現れる。なお、紙媒体の「図書」「逐次刊行物」では「資料種別」は記録しない。具体例を示そう。

二つとも『広辞苑 第5版』の書誌データだが、「資料種別」に注目すると、例1は一般の図書、例2は「電子資料」だとわかる。同内容異媒体の資料は、「資料種別」により、容易に識別できる。また、例1は2,988ページの冊子、例2はCD-ROMであることなど、「形態」により資料の媒体がより詳細にわかる。

次にそれぞれの資料種別により異なる特徴をみてみよう。音楽CDや映像資料(DVD)では発売番号を、音楽CDやレコードではレーベル名(商標名)を、重要な情報として記録している。また、音楽CDやレコードでは、利用の面から考えると資料全体のタイトルよりも、どのような楽曲が収録されているのかという情報のほうがはるかに重要である。この特徴にしたがって内容情報を他資料よりも詳細に記録している。電子出版物では、どのようなデータやプログラムが含まれているのか「電子的内容」という項目に、「地図データ」、「数値データ」、「アプリケーション・プログラム」など「目録規則」で定められた用語を用いて記録することで、資料内容の把握を容易にしている。例2ではその内容はテキストだとわかる。また、電子出版物では、再生に必要なハードウェア、OS、ソフトウェア、周辺装置などの要件(環境)が重要であり、これらの情報は丁寧に記録している。

ここで紹介した資料以外にも、非図書資料には、静止画資料(絵はがき、紙芝居、絵画など)、地図資料などがある。「図書」「逐次刊行物」とともに図書館資料を構成する「非図書資料」の情動的価値は増してきており、資料特性や同内容異媒体資料を書誌データでわかりやすく示し「非図書資料」も含めた書誌標準化を行うことも書誌調整の目標である。

例1

タイトル: 広辞苑

版表示: 第5版

形態: 2988p; 23cm

例2

資料種別: 電子資料

タイトル: 広辞苑

版表示: 第5版

版表示: Windows版

電子的内容: テキスト・データ

形態: CD-ROM1枚; 12cm

注記: 箱入(23cm)

注記: 電子辞書

注記: Windows 98/95日本語版または
Windows 2000 Professional/
Windows NT4.0 Workstation
が動作するPC/AT互換機および
PC-9800シリーズのパーソナル
コンピュータ

注記: 32MB以上のRAM

注記: 110MB以上のハードディスク
空き容量

国際子ども図書館

〒110-0007 東京都台東区上野公園12-49

電話 03 (3827) 2053

ホームページ <http://www.kodomo.go.jp/>

国際子ども図書館は、国立国会図書館の支部図書館として内外の児童書とその関連資料に関する図書館サービスを国際的な連携のもとに行います。

館内利用サービス

利用できる人 誰でも利用できます（ただし資料室は18歳以上）。

資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。

サービス時間 9:30～17:00

休館日 月曜日、国民の祝日・休日（5月5日こどもの日は除く）、年末年始（12月28日～1月4日）、資料整理休館日（毎月第3水曜日）

休室日 休館日以外に次の日が休室となります。

2階第1・2資料室：日曜日

3階本のミュージアム：展示会準備期間

支部東洋文庫

〒113-0021 東京都文京区本駒込2-28-21

電話 03 (3942) 0122（代表）

東洋学の発展を目的とする専門図書館。

アジア全般にわたる資料・研究書を所蔵しています。

国立国会図書館月報

平成16年4月号（No.517）

発行所	国立国会図書館	平成16年4月20日発行	定価231円 (税込、送料別)
編集 責任者	塚本 孝	印刷所 発売元	有隣堂印刷株式会社
〒100-8924	東京都千代田区永田町一丁目10番1号 電話 03 (3581) 2331 (代表) FAX 03 (3597) 5617 E-mail geppo@ndl.go.jp	〒140-0004	東京都品川区南品川六丁目2番10号 電話 03 (5479) 8721 (代表) FAX 03 (5479) 8720 E-mail cap15650@pop01.odn.ne.jp

本誌に掲載した論文等のうち意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りいたします。

本誌に掲載された記事を全文または長文にわたり抜き差しして転載される場合には、事前に当館総務部総務課に連絡してください。

表紙 中性紙使用
本文 中性再生紙使用

NATIONAL DIET LIBRARY MONTHLY BULLETIN

No. 517 April 2004

CONTENTS

Green, Samuel Swett. <i>Public Libraries of Worcester</i> (Random notes on rare books, 434)	
Report of the International Symposium on the History of the Hans Christian Andersen Award	1
33 rd meeting of the Council on the Index to the History of Japanese Law.....	11
First mutual visit program with the National Assembly Library of Korea: Ideal services for parliaments	12
Tidbits of information on NDL	18
Announcement of regular exhibition.....	18
Report of the 11 th forum for libraries participating in the National Union Catalog Network	19
(Report of official trip abroad)	
Online publication deposit system in North European countries Masaki Aihara	20
<Announcements>	
Announcement from the Modern Japanese Political History Materials Room	25
Full contents of digital exhibition "Birth of the Constitution of Japan" now available.....	26
Opening of the Collection Exhibit Area (tentative name) in the Humanities Room.....	27
Addition of data to the NDL-OPAC and temporary suspension of services.....	27
Temporary closing of the Tokyo Main Library and the Kansai-kan	27
NDL budget for fiscal 2004	28
Books not commercially available	30
NDL news	31
Publications from NDL	31
Monthly official report	32
Visitors to NDL	39
International Library of Children's Literature page	41
What's bibliographic control? (7)	
New target "non-book materials"	42

NATIONAL DIET LIBRARY

Tokyo